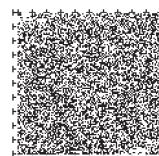
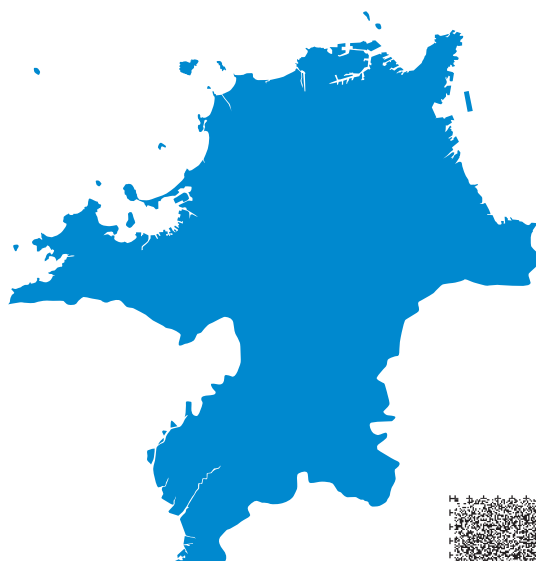


第5次福岡県
男女共同参画計画



はじめに

男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、活力ある地域社会を築くために、大変重要です。

福岡県では、平成13年に制定した福岡県男女共同参画推進条例に基づき、福岡県男女共同参画計画を策定し、計画的、総合的に施策を進めてきました。その結果、女性の就業者の増加や女性人材の育成など、男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、着実に進んできています。

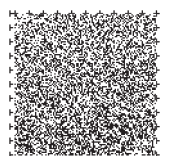
しかしながら、指導的地位に占める女性の割合は、事業所の管理職では約2割、自治会長では約1割など、多くの分野で未だ低い割合にとどまっています。

また、DVや性犯罪などの女性に対する暴力は、依然として深刻な状況であり、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等が行われる中、増加も懸念されています。一方、感染拡大防止の取組が契機となってテレワークの導入やオンラインの活用が広がったことにより、多様で柔軟な働き方が可能となり、性別にかかわらず、仕事と生活の両立につながることが期待されます。

男女共同参画の推進は、女性だけでなく、男性の働きやすさ、暮らしやすさにもつながることから、今回策定した第5次福岡県男女共同参画計画では、男女双方の意識改革に取り組み、職場でも地域社会でも、男女がともに活躍できるよう、仕事と生活の両立のための働き方改革を推進させるとともに、暴力被害や生活上の困難などの人権課題に直面している女性への支援をさらに進めてまいります。

男女共同参画社会を実現していくには、県だけではなく、広く県民、団体、企業や市町村が課題を認識し、解決に向けてともに取り組んでいく必要があります。ぜひ、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画策定に当たりましては、福岡県男女共同参画審議会において、幅広い観点から大変熱心にご議論いただくとともに、県民の皆さんからのさまざまなご意見を取り入れた計画とすることができました。心から感謝申し上げます。



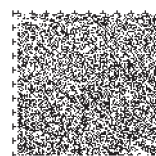
目 次

第1部 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	基本理念	2
4	計画の期間	2
5	計画の背景	2
6	第4次計画の成果と課題	24
7	施策体系	25

第2部 施策の方向

柱1	男女がともに活躍できる社会の実現	31
(1)	働く場における女性の活躍推進	32
①	男女の均等な雇用及び待遇の確保	
②	雇用の場における女性の育成・登用推進	
③	非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援	
④	女性の就業支援	
⑤	農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進	
(2)	働き方改革、仕事と生活の両立	39
①	多様で柔軟な働き方の推進	
②	仕事と生活が両立できる環境の整備	
(3)	地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進	42
①	自治会等地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進	
②	地域づくり・社会活動への女性の活躍推進	
③	男性の暮らし方の変革	
(4)	様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進	44
柱2	誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	46
(1)	人権を侵害する暴力の根絶	48
①	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	
②	性暴力等の根絶及び被害者支援	
③	セクシュアルハラスメントの防止	
(2)	生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援	53
①	ひとり親家庭等への支援	



②高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備	
(3) 生涯を通じた男女の健康支援	57
①生涯にわたる男女の健康支援	
②妊娠・出産の健康支援	
③女性のスポーツ活動の推進	
(4) 防災・復興における男女共同参画の推進	59

柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	61
(1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革	62
①性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	
②SDGsの理解促進	
(2) 学校教育における男女共同参画の推進	63
①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進	
②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進	

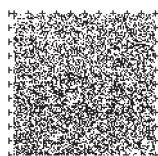
第3部 推進体制

1 福岡県男女共同参画審議会	69
2 福岡県男女共同参画行政推進会議	69
3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」	69
4 市町村との連携	69
5 福岡県女性の活躍応援協議会	70

成果指標一覧	73
--------	----

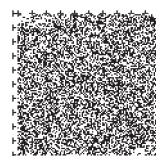
付属資料

○福岡県男女共同参画推進条例	77
○男女共同参画社会基本法	79
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	82
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	87
○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	92
○福岡県男女共同参画審議会での審議状況	95
○福岡県男女共同参画審議会委員名簿	96



第 1 部

総論



1 計画策定の趣旨

福岡県では、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定（昭和61（1986）年に第2次、平成8（1996）年に第3次計画を策定）し、女性の地位向上の取組みを進めてきました。平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法が制定され、同法を踏まえ、平成13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌平成14（2002）年に「福岡県男女共同参画計画」を策定（平成18（2006）年に第2次、平成23（2011）年に第3次、平成28（2016）年には第4次計画を策定）し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

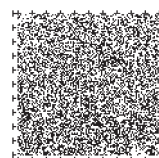
この間、平成8（1996）年には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センターあすばる」（平成15（2003）年に「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称）を開設し、平成18（2006）年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定（平成23（2011）年に第2次、平成28（2016）年に第3次計画を策定）しました。

第4次計画では、平成27（2015）年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）も踏まえ、「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」「性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会」「仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会」の実現を目指して様々な取組みを進めてきました。

こうした取組みにより、女性の就業者の増加や管理職や審議会委員への登用、セクシュアルハラスメントの防止などにおいて一定の成果が見られるものの、未だ道半ばの状況です。

また、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など、平常時と異なる状況下における新たな対応も必要となります。

こうした社会情勢の変化やこれまでの課題をふまえ「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定するものです。



2 計画の性格

本県の男女共同参画の推進に関し、総合的、計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めるとともに、施策の推進にあたり現状や課題を考慮し、実施すべき事項を定めるものです。

本計画は、以下の計画として位置づけます。

- 男女共同参画社会基本法第14条第1項に基づく都道府県男女共同参画計画
- 福岡県男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画
- 女性活躍推進法第6条第1項に基づく都道府県推進計画
- 福岡県総合計画を支える男女共同参画分野の個別計画

3 基本理念

福岡県男女共同参画推進条例第3条の規定に基づき、次に掲げる理念を基本として施策を推進します。

- 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること
- 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること
- 男女が社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女がともに責任を担うこと

4 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

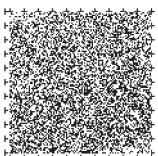
5 計画の背景

(1) 人口、家族、生活の変化

① 福岡県の人口

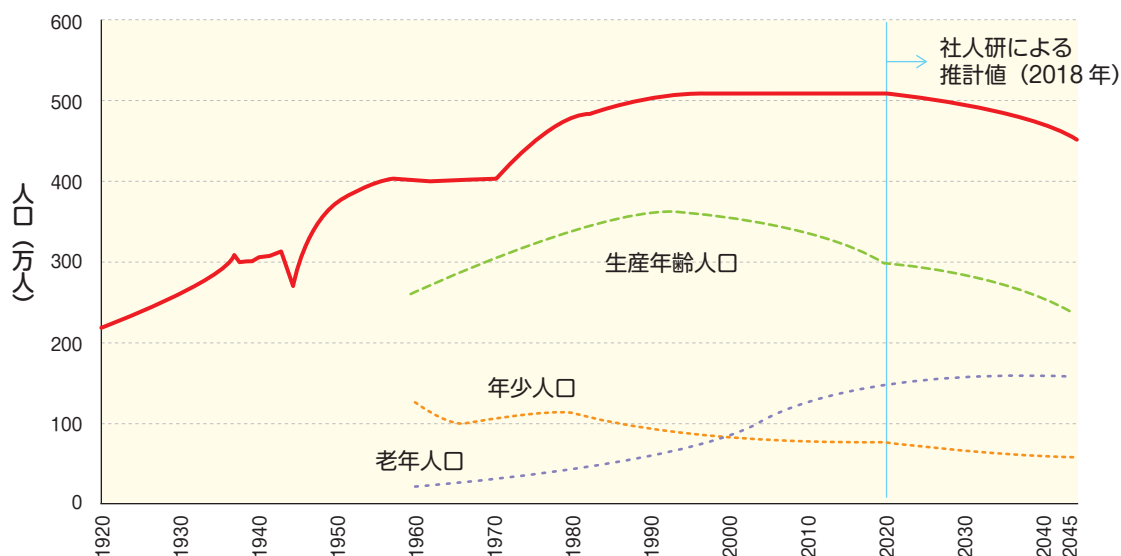
福岡県の人口は、これまで増加基調で推移してきましたが、今後、減少に向かうことが見込まれます。

また、少子高齢化に伴い、年少人口や生産年齢人口が減少しています。



老年人口の増加により人口構造が変化し、地域経済や社会の担い手不足が懸念されています。

図表 1 総人口、年齢区分別人口の推移



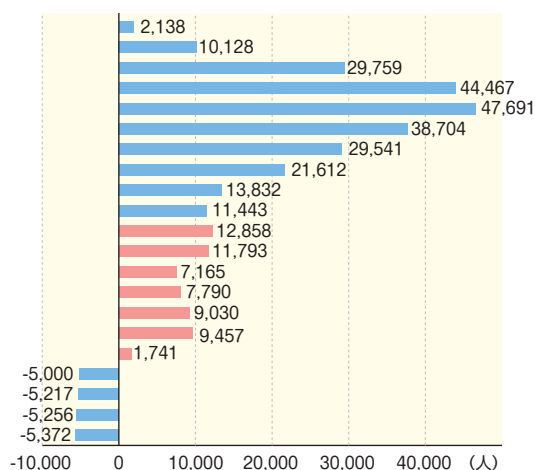
資料：総務省「国勢調査」、「人口推計」、福岡県「福岡県の人口と世帯」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」（以下「社人研推計」と略す。）

② 人口の女性比率

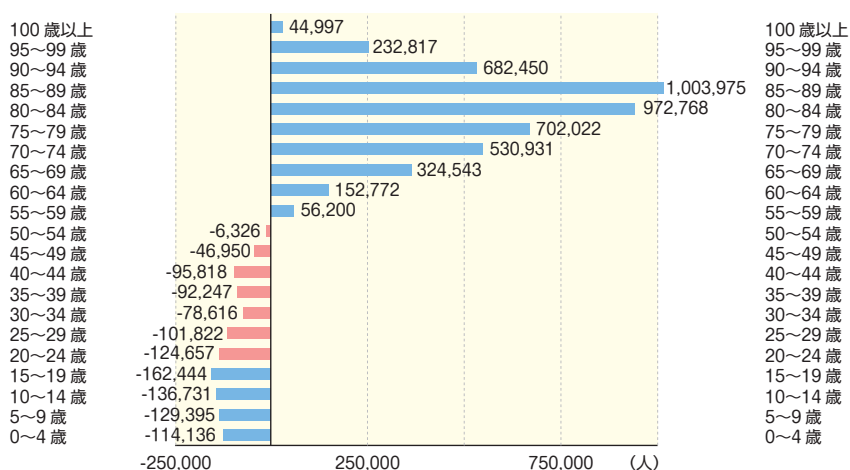
20 代～50 代前半の世代において、全国では女性の割合が低い状況にありますが、福岡県では女性の割合が高いという特徴があります。人口構造の面でも、女性の活躍は、福岡県の活力を高めていくうえで重要であると考えられます。

図表 2 人口構成（女性－男性）

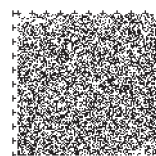
（福岡県）



（全国）



備考：総務省「国勢調査」（平成 27 年）



③ 家族形態の変化

家族類型別の世帯数の変化を比較した場合、単独世帯、ひとり親世帯、夫婦のみの世帯が増加しています。

図表 3 家族類型別の世帯数（福岡県）

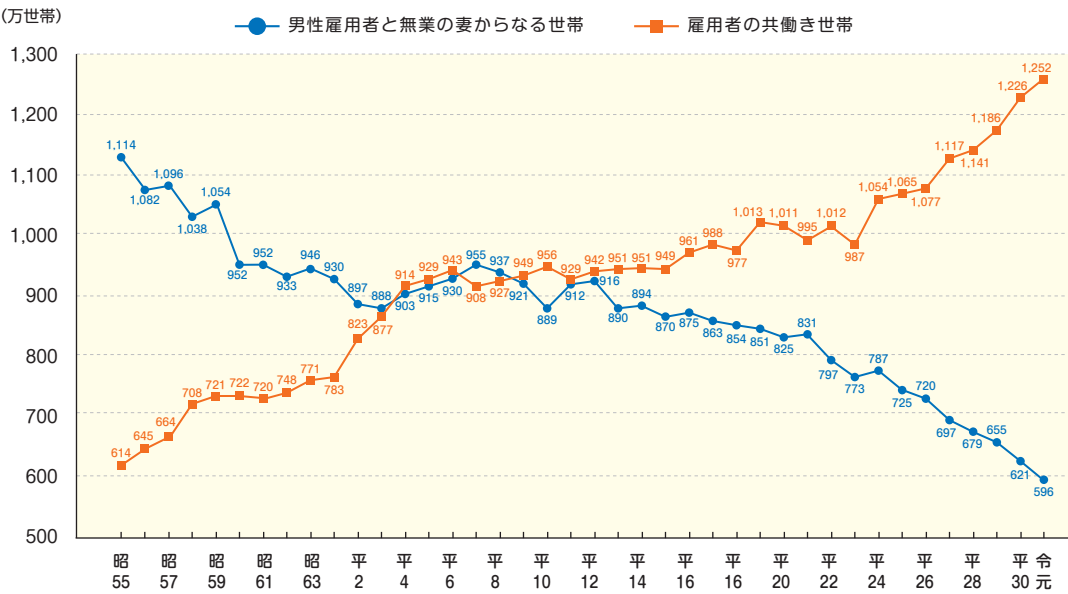
（世帯、人）

	核家族世帯					その他の 親族と 一緒に世帯	非親族 世帯	単独 世帯
	世帯全体	うち、 夫婦のみ	うち、 夫婦と 子ども	うち、 男親と 子ども	うち、 女親と 子ども			
昭和60年	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
平成 2 年	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
平成 7 年	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
平成12年	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
平成17年	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
平成22年	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
平成27年	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806

備考：総務省「国勢調査」

夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯数は、全国的に増加しており、総務省「労働力調査」によると、令和元（2019）年には1,252 万世帯と過去最高となりました。一方、男性雇用者と専業主婦の妻からなる片働き世帯は、減少しており、令和元（2019）年は598 万世帯で共働き世帯の約半数となっています。

図表 4 共働き等世帯数（全国）

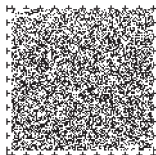


備考：1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、14年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。

2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

※ 平成23年の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

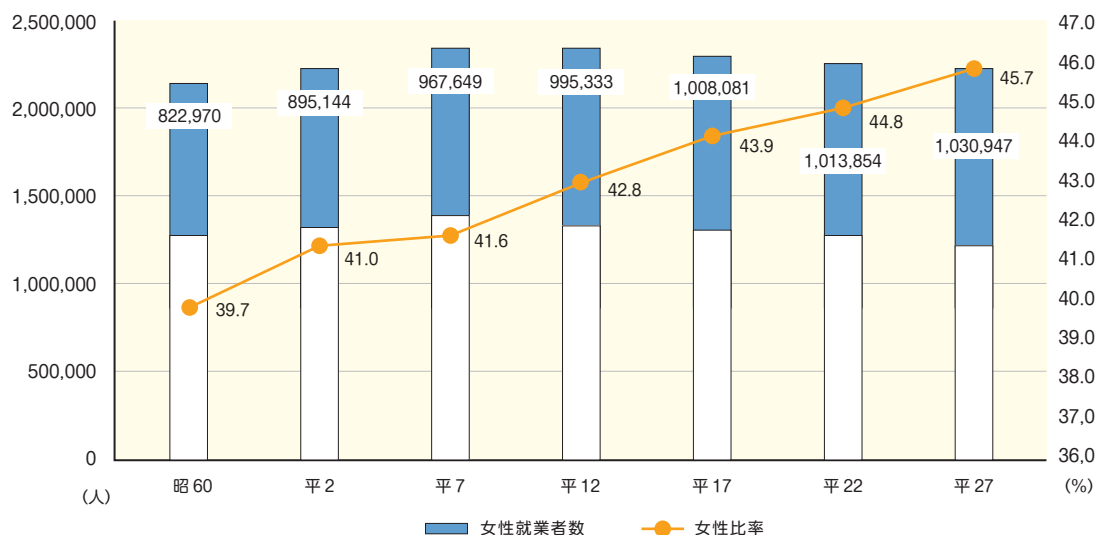


(2) 就業をめぐる状況

① 女性の就業状況

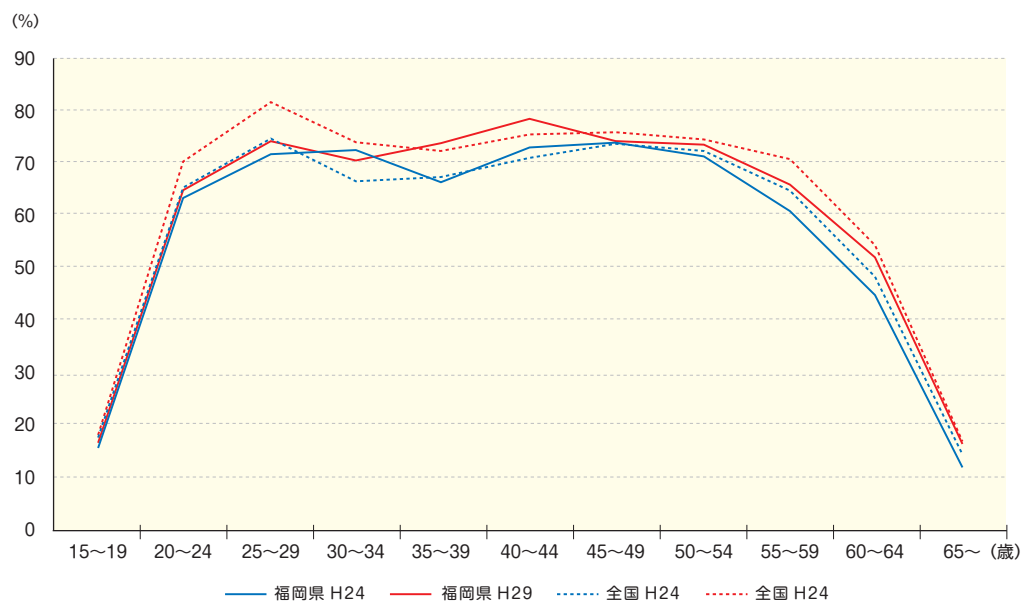
女性の就業者数及び就業者に占める女性の割合は増加しています。また、出産・育児等による離職に伴う労働力率の低下（いわゆる M 字カーブ）の底は、年々浅くなっています。

図表 5 女性の就業者数、就業者に占める女性の割合（福岡県）

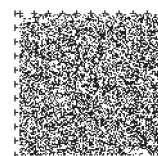


備考：総務省「国勢調査」

図表 6 女性の年代階級別労働力率



備考：総務省「就業構造基本調査」

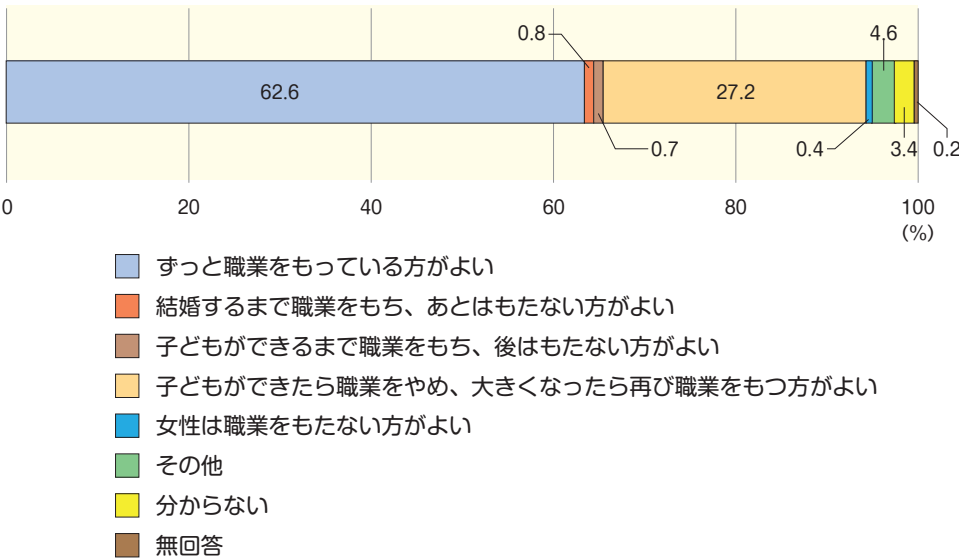


② 就業に関する希望と現実の就業

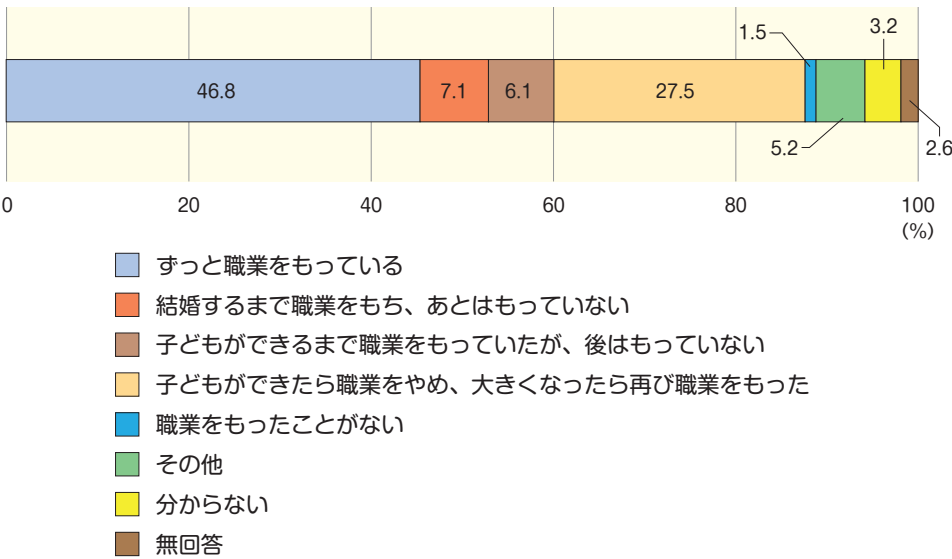
令和元（2019）年度に福岡県が実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、「女性もずっと職業をもっている方がよい」と考える人の割合は、男女とも前回の県民意識調査よりも増加し、女性では6割を超えています。これに対し、現実にはずっと職業をもっている女性は約47%と、就業継続を希望していても子育て等のために離職せざるを得ない状況も依然としてあります。

図表 7 女性が職業をもつことについての考え方と現実

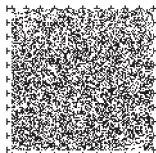
女性が職業をもつことについての考え方（福岡県 女性）



女性の現実の働き方（福岡県 女性）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）

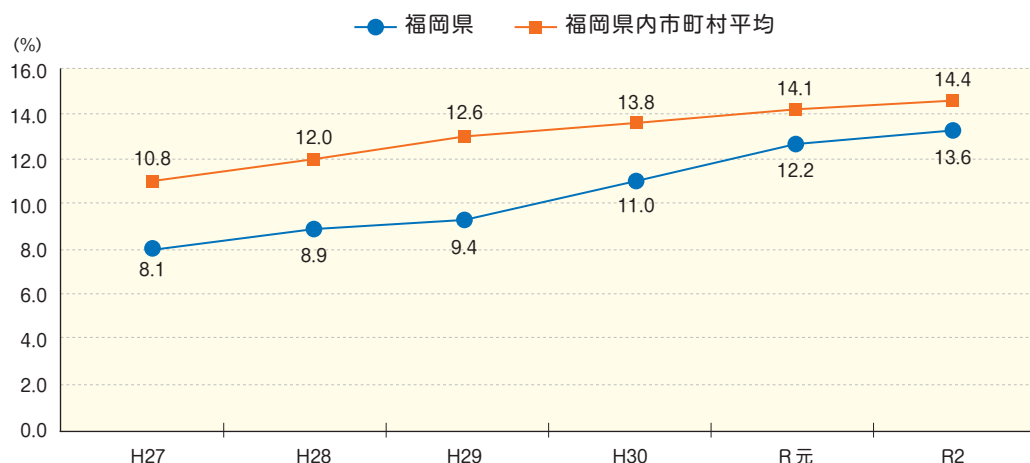


③ 管理職に占める女性の割合

県や市町村の職員における女性の管理職への登用は年々進んでいます。また、事業所における管理職に占める女性の割合も増加しています。

県、県内市町村及び民間企業における管理職に占める女性の割合は、平成 29（2017）年に 17.3% まで上昇しましたが、男性の割合と比べると、低い状況にあります。

図表 8 女性公務員の管理職登用の状況

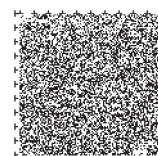


※福岡県の数字は、知事部局、教育庁、県警本部の合計数値
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

図表 9 県、県内市町村及び民間企業における管理的職業従事者に占める女性の割合（福岡県）

	福岡県
平成 29 年	17.3%
平成 24 年	14.1%

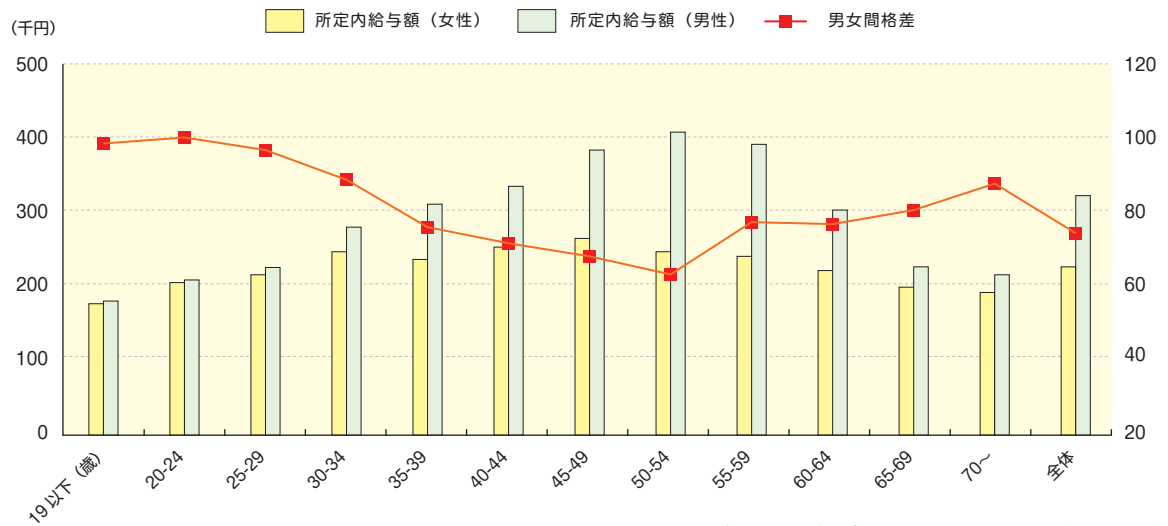
備考：総務省「就業構造基本調査」



④ 男女間の賃金格差

男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は、20歳代まで90台で推移しますが、その後、50歳代まで年齢が上がるにつれ格差が拡大しています。

図表 10 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）



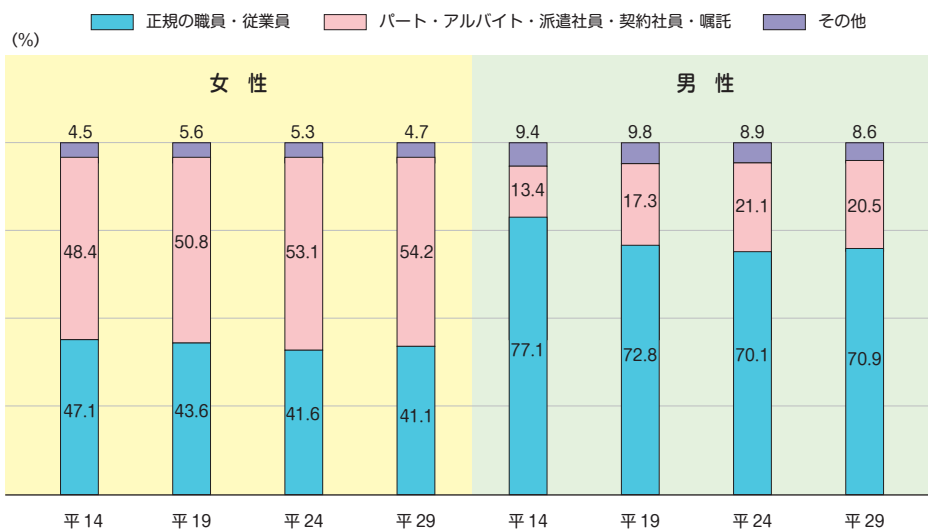
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年）

⑤ 雇用者に占める非正規雇用労働者の割合

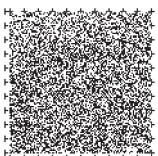
男女とも、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などの非正規雇用の割合が年々高くなっています。

男女別では、女性は非正規雇用の割合が5割を超えるのに対し、男性は2割と男女差が生じています。また、女性は30歳代から非正規雇用の割合が増えていきます。

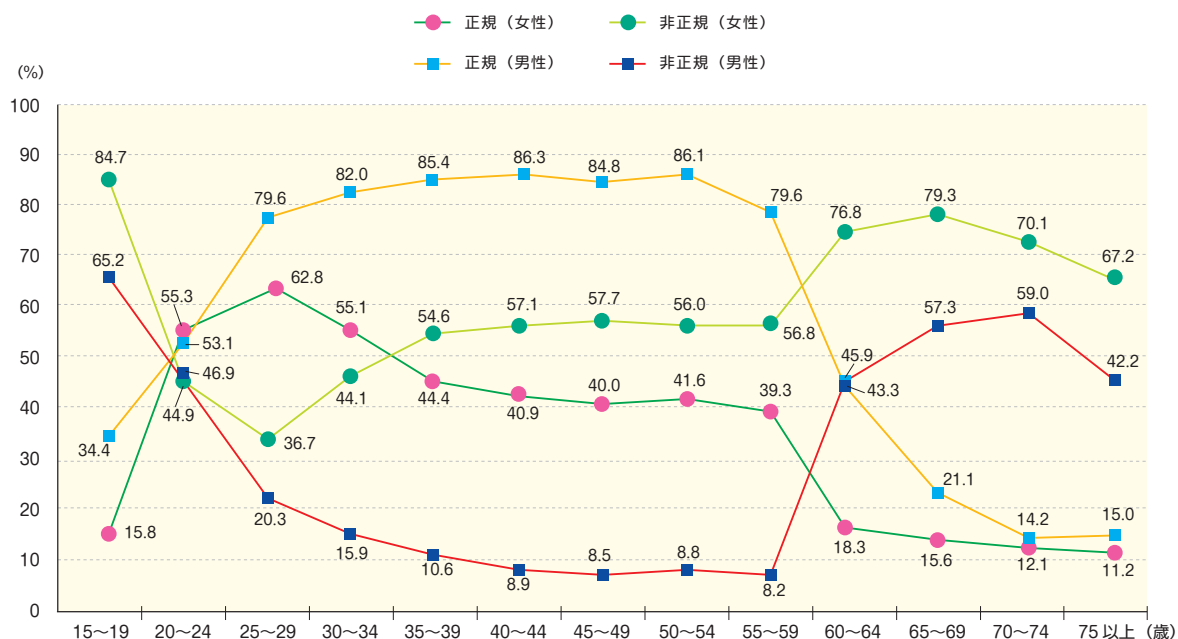
図表 11 男女の雇用形態（福岡県）



備考：総務省「就業構造基本調査」



図表 12 県内就業者の年代階級別正規・非正規構成比率（起業は含まず）



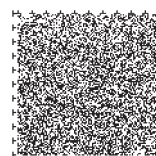
備考：平成 29 年就業構造基本調査より男女共同参画推進課作成

⑥ 農林漁業における女性の参画

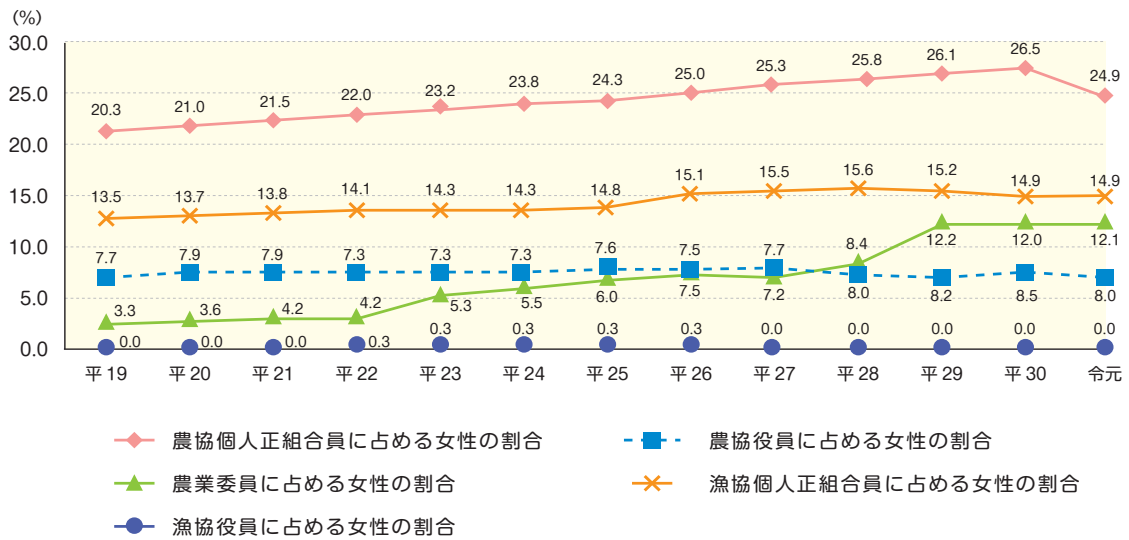
農協の個人正組合員に占める女性の割合は増加傾向にあり、4 人に 1 人が女性となっています。また、漁協の個人正組合員に占める女性の割合は、およそ 6 人に 1 人となっています。

農協及び漁協の役員に占める女性の割合は、伸び悩んでいます。農業委員に占める女性の割合は、増加傾向にあります。

家族経営協定の締結数や加工品の開発などを行う女性農林漁業者の起業が増加しており、女性の経営参画が進んでいます。



図表 13 農協・漁協における女性の参画状況（福岡県）



備考：農業委員：平成 19 年から平成 20 年は 9 月 1 日現在、平成 21 年から平成 25 年は 10 月 1 日現在（福岡県農業会議調べ）
平成 26 年以降は事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部水田農業振興課調べ）
農協：各事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部団体指導課調べ）
漁協：各事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部漁業管理課調べ）

図表 14 家族経営協定の締結数、女性農林漁業者による起業数（福岡県）

	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
家族経営協定の締結数	2,567	2,606	2,612	2,638	2,657
女性農林漁業者による起業数	287	301	301	340	339

備考：福岡県農林水産部経営技術支援課調べ
福岡県農林水産部水産振興課調べ

(3) 仕事と生活の両立の実態

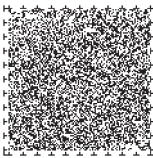
① 男女の労働時間

男女の長時間労働の状況を見ると、年間就業日数 200 日以上の雇用者のうち週間就業時間が 60 時間以上の者の割合（以下「長時間労働者の割合」という）は、男女とも減少傾向であるものの、その割合は、全国平均を上回っています。

図表 15 男女別長時間労働者の割合（全国・福岡県）

	H24		H29	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	6.2%	16.5%	4.7%	14.6%
全 国	5.3%	15.8%	4.4%	13.3%

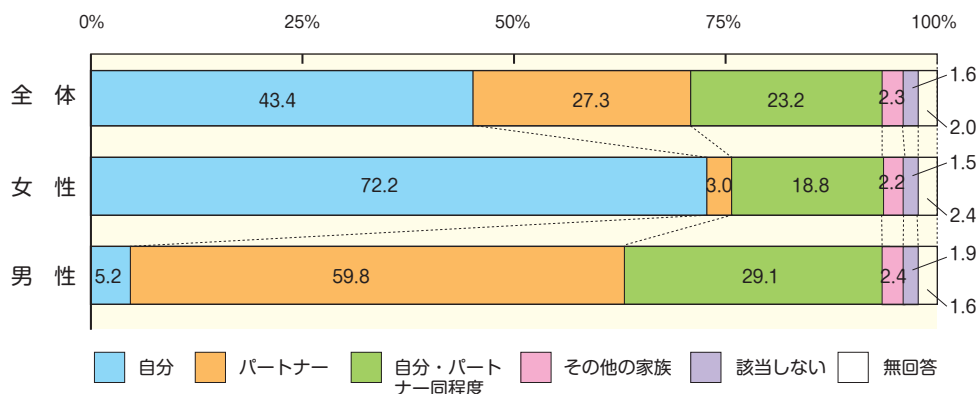
備考：総務省「就業構造基本調査」



② 家事や育児など家庭内の役割分担

県民意識調査によると、炊事・掃除・洗濯などの家事を主に行うのは、女性では「自分」と答えた割合が約7割、男性では「パートナー」と答えた割合が約6割と女性が主に担っている割合が高くなっています。

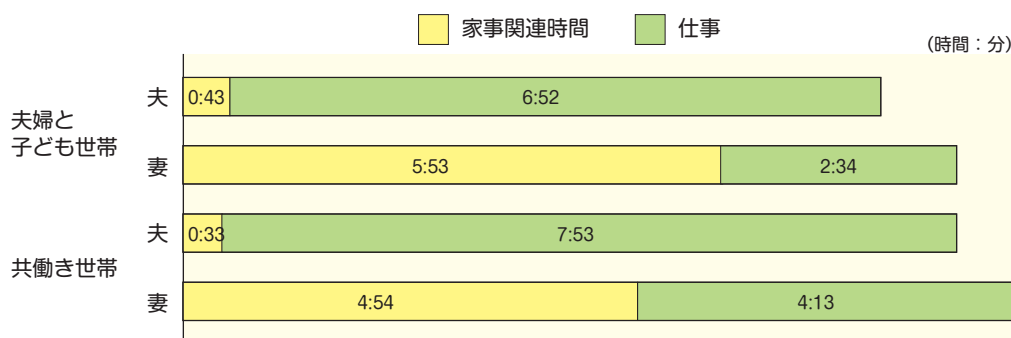
図表 16 炊事・掃除・洗濯などの家事の分担（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）

また、夫婦の生活時間を比較した場合、夫の家事関連時間は一日に30分前後と妻に比べ大変短くなっています。

図表 17 夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間（福岡県）

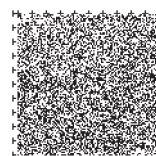


備考：総務省「社会生活基本調査」（平成28年）

③ 育児休業取得状況及び意識

県民意識調査によると男性が育児休業や介護休業を取得することについて、男女ともに8割を超える人が「活用すべき」と回答しています。しかし、平成30（2018）年に子が出生した人のうち、育児休業の取得率は、女性は9割を超えていますが、男性は1割にも達しておらず男性の育児休業取得者が少ない状況が続いています。

男性が育児休業を取得しない理由としては、職場の雰囲気や仕事上周囲に迷惑がかかることを挙げる割合が高い状況にあります。

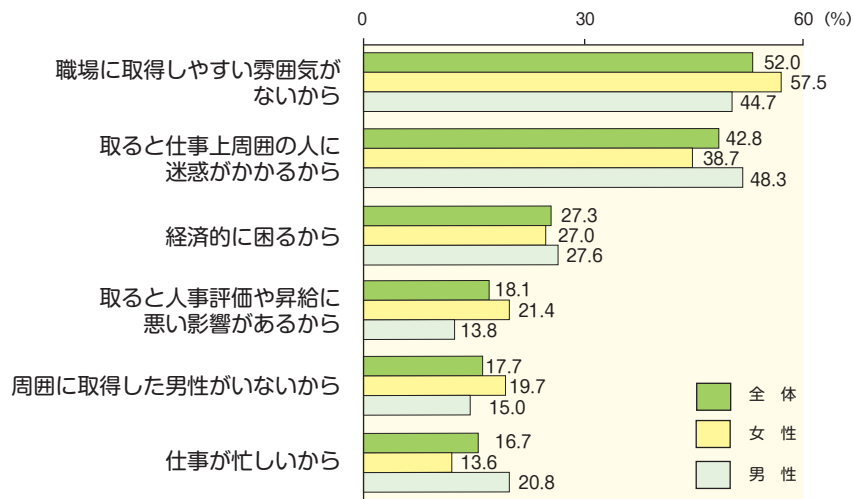


図表 18 男女別育児休業取得率（H30 年に子が出生した人、福岡県）

女性	男性
91.7%	6.1%

備考：福岡県「令和元年度福岡県の賃金事情」

図表 19 男性が育児休業を取得しない（できない）理由（福岡県）



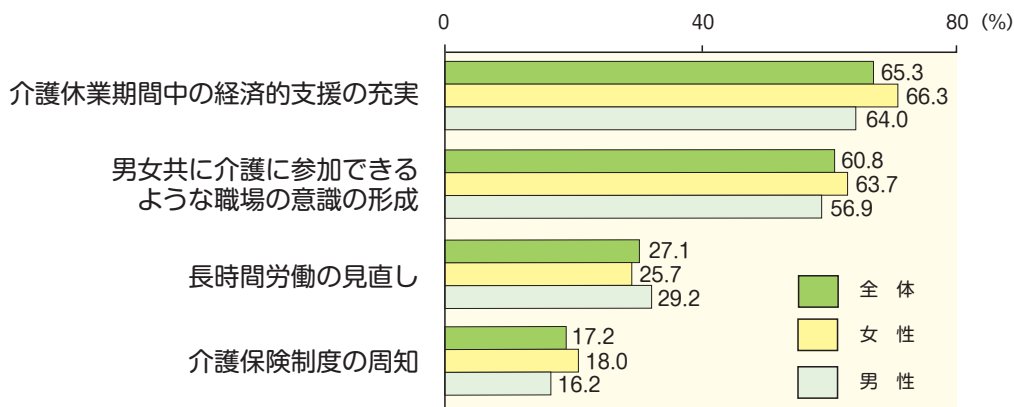
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）

④ 介護休業の取得状況及び意識

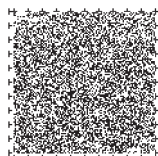
「令和元年度福岡県の賃金事情」によると平成 30（2018）年の 1 年間に介護休業を開始した従業員がいる企業は 5.2%となっています。

県民意識調査によると、男女がともに介護と仕事を両立させるために必要なことは、介護休業中の経済的支援の充実とともに職場の理解促進を求める人が多くなっています。

図表 20 男女がともに仕事と介護を両立させていく環境を作るために必要なこと（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）



(4) 地域における男女共同参画の状況

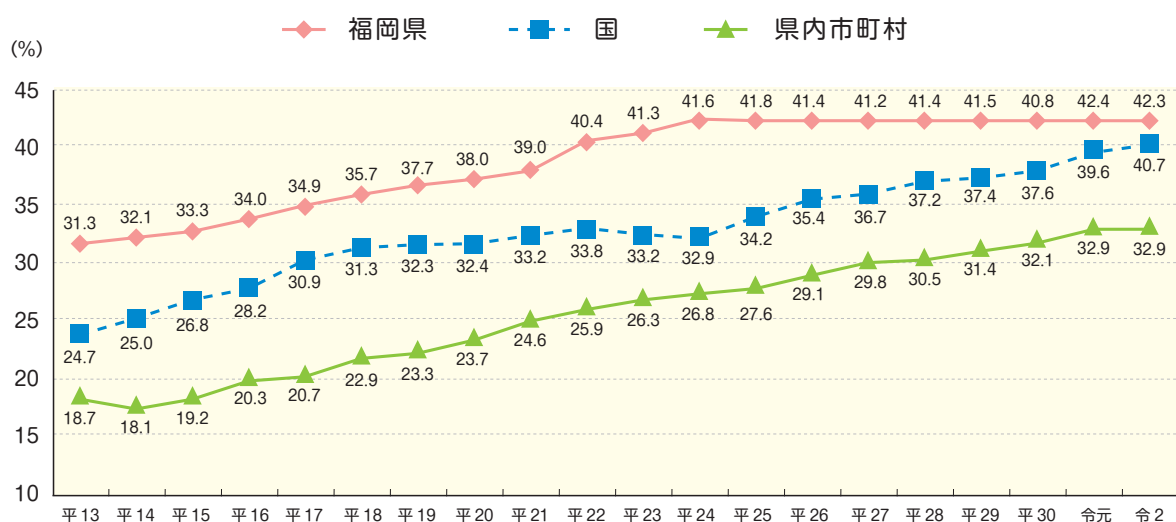
① 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定の状況

福岡県内の市町村における男女共同参画に関する条例は、令和2（2020）年4月1日現在では60市町村中51の市町村で制定されています。また、男女共同参画に関する計画は、全市町村で策定されています。

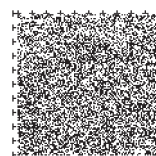
② 審議会等に占める女性委員比率（県・市町村）

県の審議会における女性委員の割合は、10年連続で4割を超えています。市町村の審議会においても女性委員の登用が着実に進み、平成28年以降30%以上を維持しています。

図表 21 審議会等における女性委員比率（福岡県、全国）



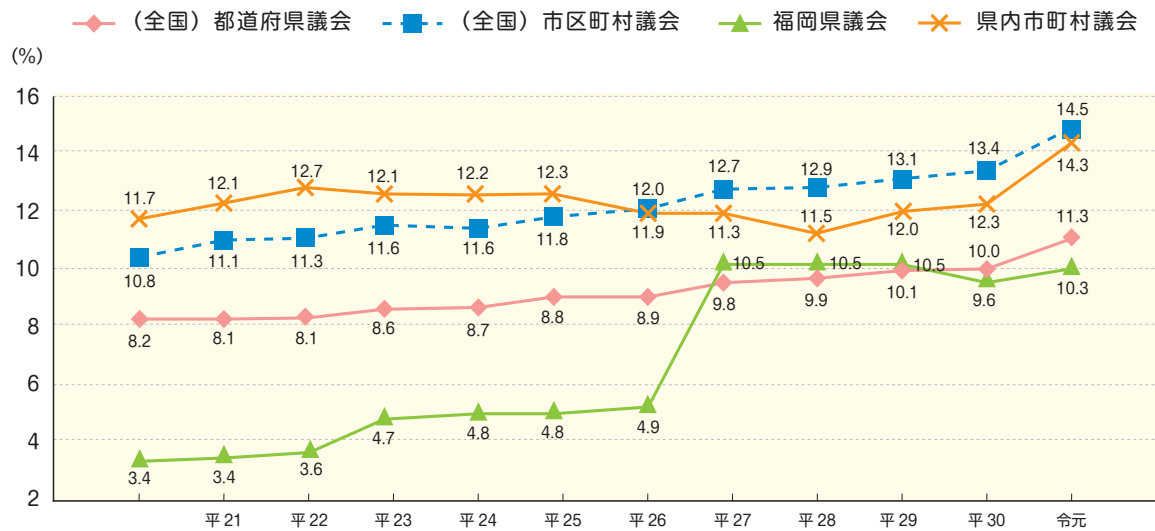
備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ



③ 地方議会における女性議員比率

県議会議員、市町村議会議員に占める女性の割合（平均）は、1割程度で推移しています。

図表 22 地方議会議員に占める女性の割合（福岡県、全国）

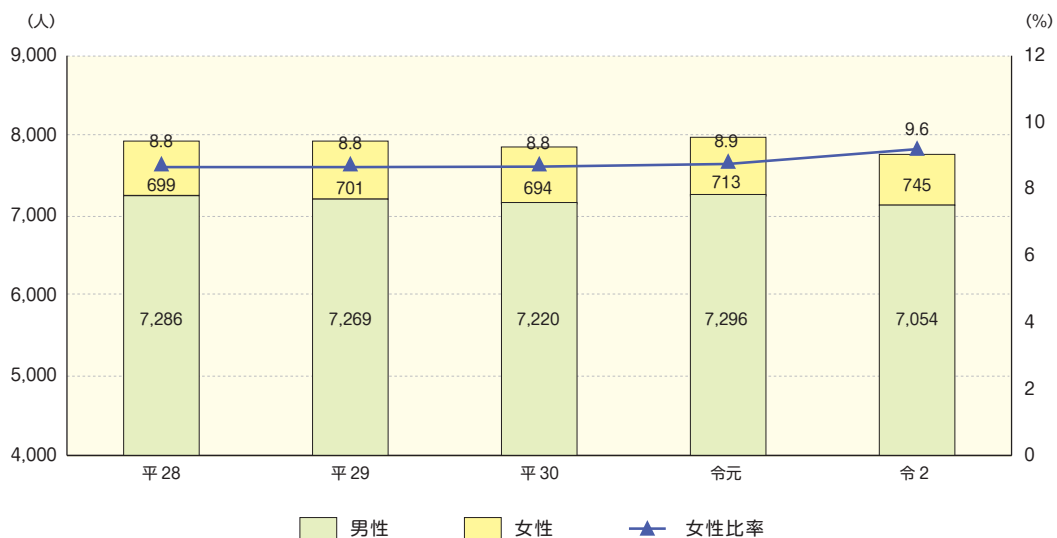


備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

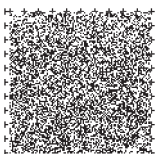
④ 自治会における女性の参画

県民意識調査によると、自治会の役員など地域の意思決定の場へ積極的に女性が参加することについて、必要と回答している人が9割に上っていますが、令和2（2020）年4月現在、福岡県の自治会長に占める女性の割合は9.6%にとどまっています。

図表 23 自治会長に占める女性の割合（福岡県）



備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

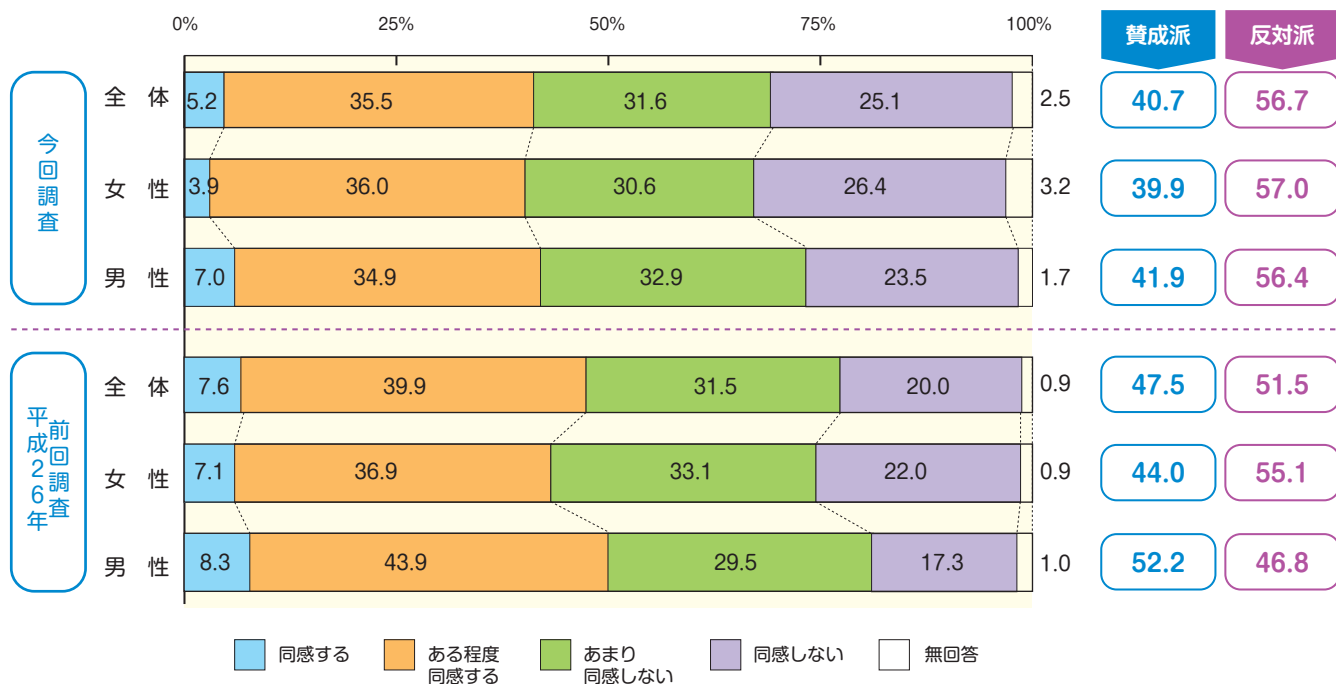


(5) 県民の意識

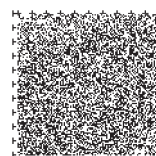
① 固定的な性別役割分担意識について

県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛成しない人の割合が過半数を占めています。特に、男性は5年前の調査と比べ約10ポイント増加し、初めて過半数となっています。

図表 24 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見（福岡県）



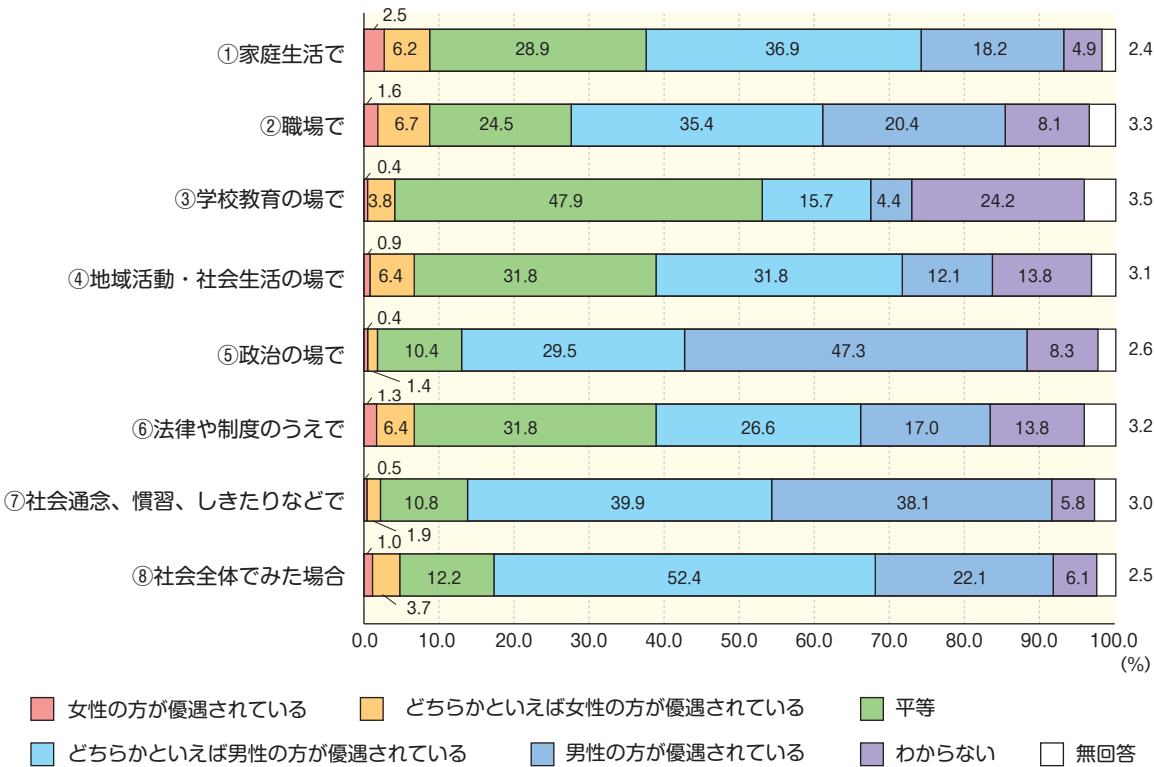
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）



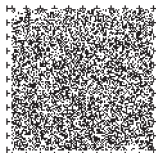
② 男女の地位の平等感について

県民意識調査によると、男女の地位が平等になっているかどうかについて、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』が、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」「社会全体」においては7割を超えており、依然として男性優位の状況にあることがうかがえます。

図表 25 男女の地位の平等感（福岡県）



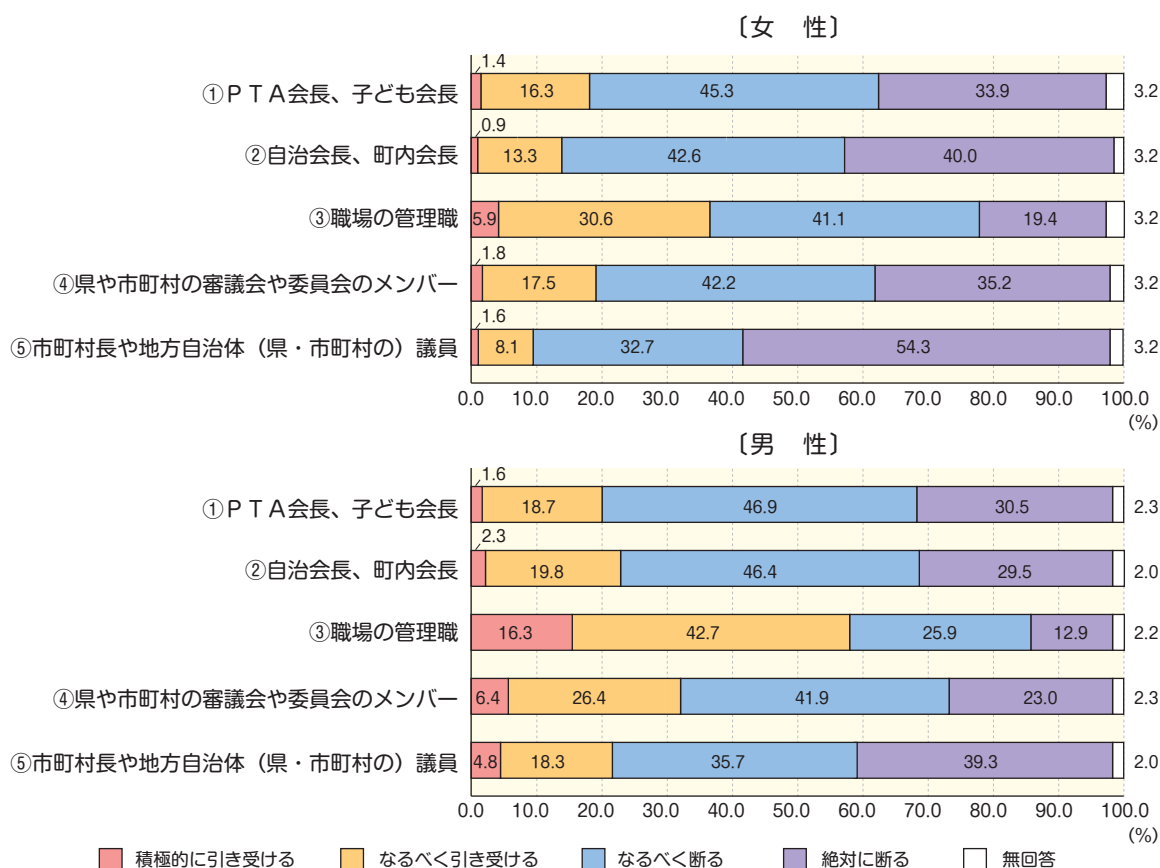
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）



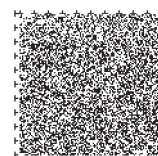
③ 役職・公職への就任について

県民意識調査によると、役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、男性よりも女性の方が「断る」と回答する割合が高くなっています。役職、公職への就任を断る理由として、男女いずれも「知識や能力の面で不安があるから」「責任が重いから」をあげる人が多く、女性の方がより不安感や責任を感じる傾向があります。また、「時間的な余裕がないから」を理由とする人は女性よりも男性の方が高い傾向があります。

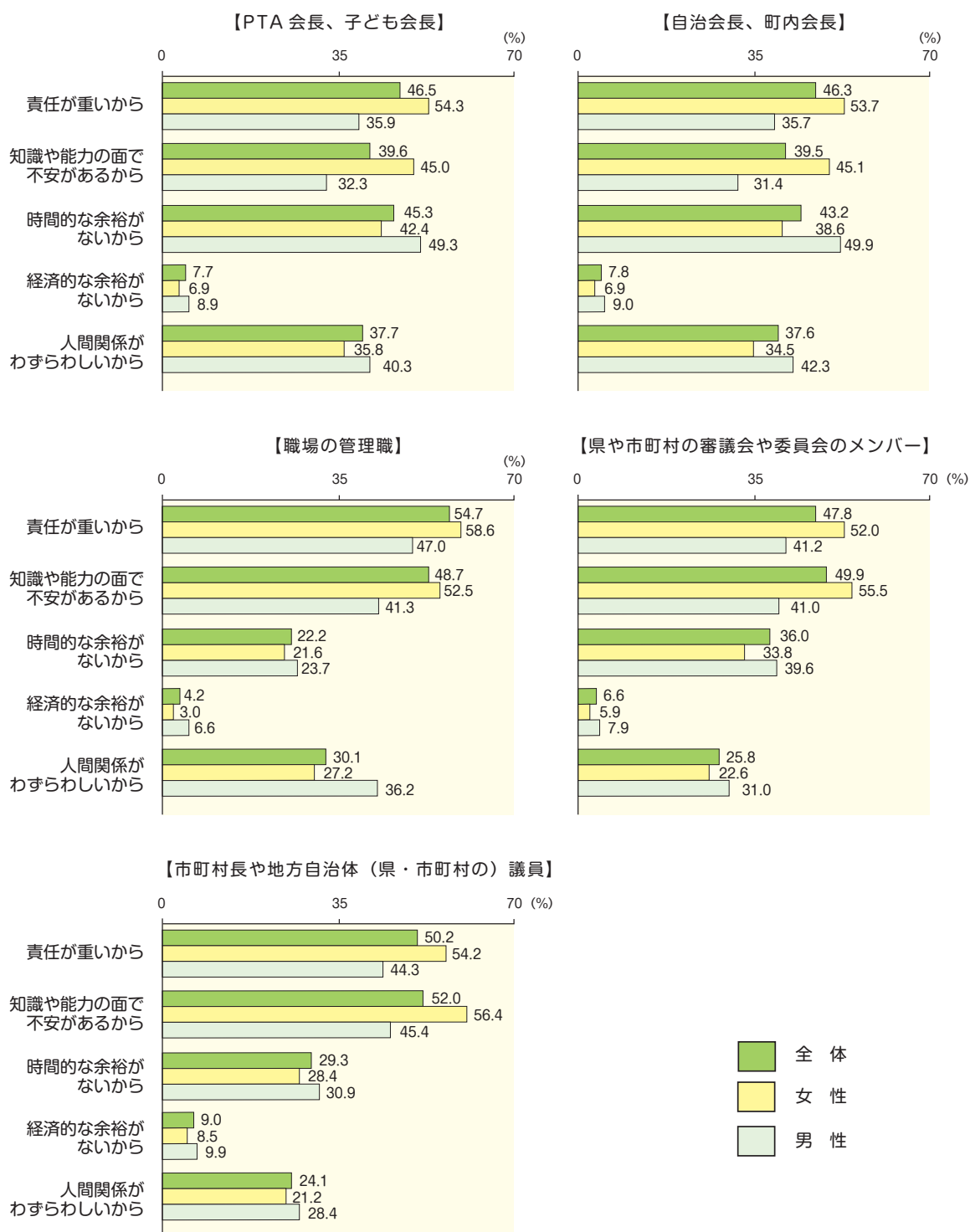
図表 26 役職・公職への就任を依頼された場合の対応（福岡県）



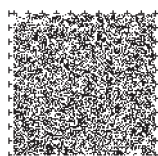
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）



図表 27 役職・公職への就任を依頼された場合の断る理由（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）



(6) ひとり親家庭の状況

平成 28（2016）年の母子世帯の世帯数は 72,315 世帯、父子世帯は 10,152 世帯となっています。

母子世帯の母親の 88.4%は仕事を持っていますが、その約半数は派遣・契約社員、パートタイマーなどの非正規雇用です。母子世帯の平均年間税込収入は、241 万円となっています。

図表 28 母子世帯、父子世帯の世帯数及び平均年間税込収入（福岡県）

（単位：世帯、万円）

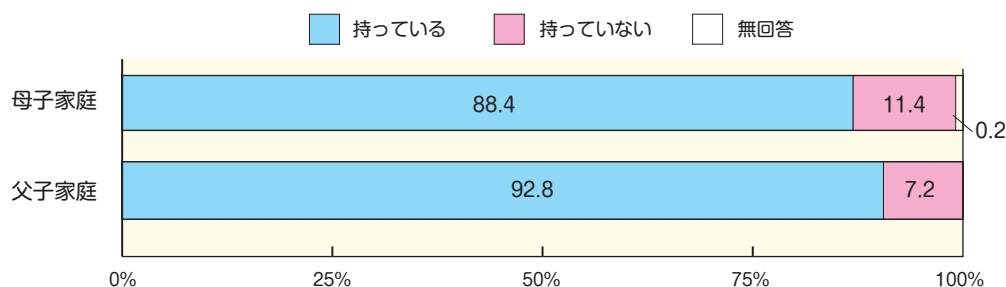
		平成 13 年	平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年
母子世帯	世帯数	62,162	69,145	74,728	72,315
	平均年間税込収入	245	244	236	241
父子世帯	世帯数	11,584	10,866	9,975	10,152
	平均年間税込収入	462	444	367	404

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

※世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数（政令・中核市含む）

平均年間税込収入は、政令・中核市を除く（久留米市は平成 18 年までは含まれ、平成 23 年以降は含まれない）

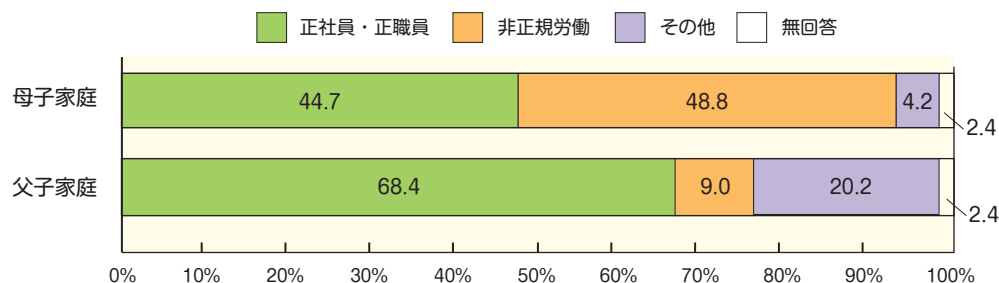
図表 29 母子世帯の母親、父子世帯の父親の現在の仕事の有無（福岡県）



※政令・中核市除く

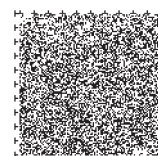
備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成 28 年度）

図表 30 母子世帯の母親、父子世帯の父親の現在の就業形態（福岡県）



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成 28 年度）

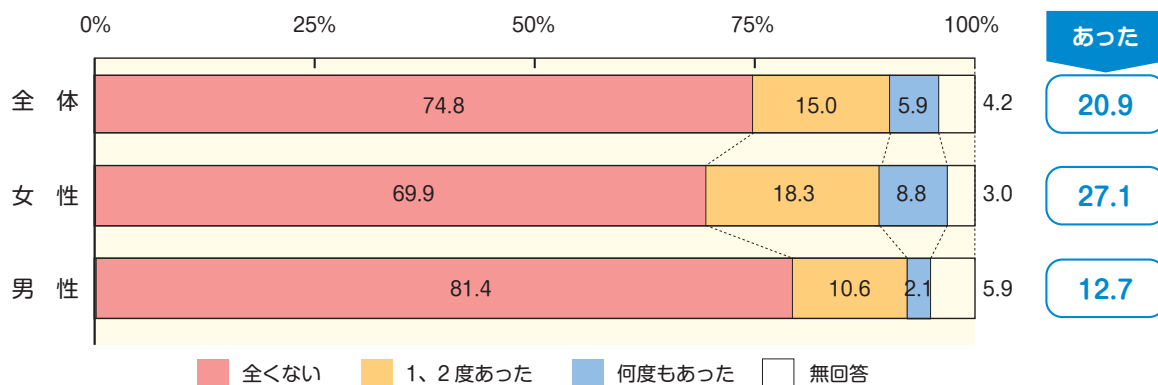


(7) 女性等に対する暴力の状況

① 配偶者や交際相手からの暴力被害の経験

県民意識調査によると、配偶者や交際相手からの暴力の被害経験があった人の割合は、女性が27.1%、男性が12.7%となっています。

図表 31 DV（配偶者や交際相手からの暴力）被害の経験（福岡県）

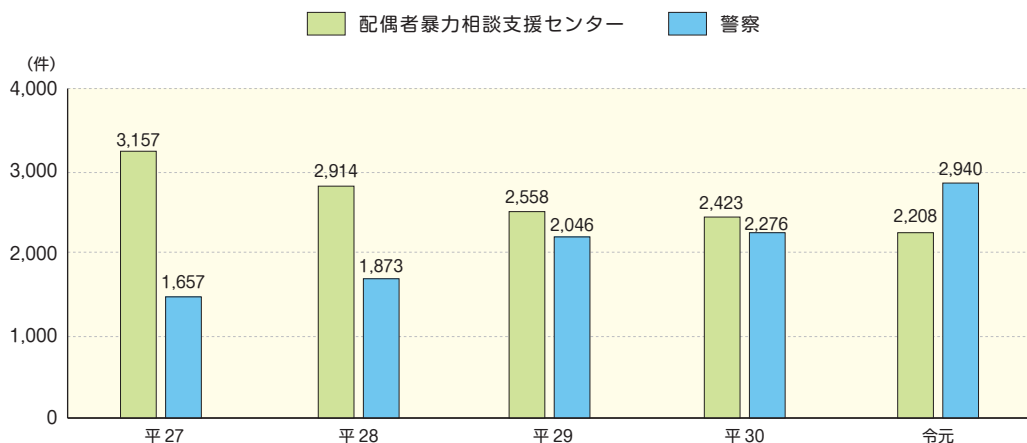


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）

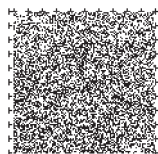
② 配偶者からの暴力についての相談件数

福岡県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、減少傾向にあります。依然として2,000件を超えています。また、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、令和元（2019）年2,940件で、増加傾向にあります。

図表 32 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数^{※1}及び配偶者からの暴力事案の相談等件数^{※2}（福岡県）



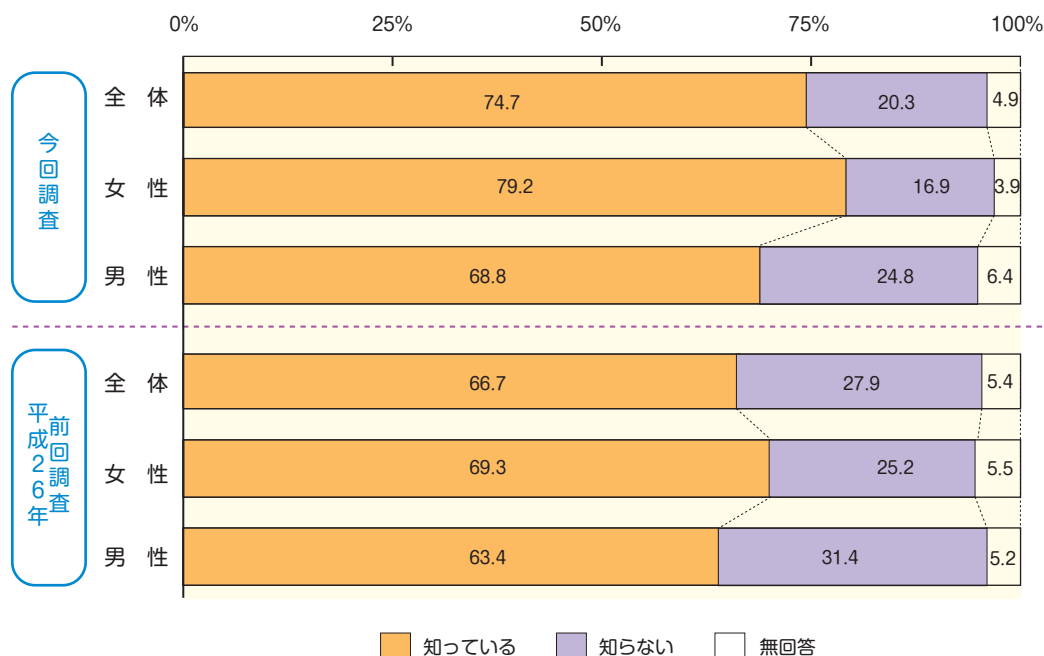
備考：※1（年度） 福岡県男女共同参画推進課調べ
 ※2（年） 福岡県警調べ（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数）



③ 配偶者や交際相手からの暴力についての相談窓口について

県民意識調査によると、配偶者や交際相手からの暴力についての相談窓口があることを知っている人の割合（認知度）は、増加しており、74.7%となっています。

図表 33 DV（配偶者や交際相手からの暴力）相談窓口の認知度（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度）

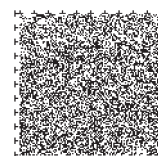
④ 性犯罪認知件数の推移

福岡県では、性犯罪（強制的性交等、強制わいせつ）の警察の認知件数は、令和元（2019）年は321件と前年より減少していますが、人口10万人当たりの認知件数は全国5位で、依然として多い状況です。

図表 34 性犯罪の認知件数の推移（福岡県）

	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
認知件数	499	576	435	411	381	321
人口 10 万人当たりの 認知件数 都道府県順位	2 位	2 位	2 位	2 位	2 位	5 位

備考：福岡県警察調べ



(8) 社会の動き

第4次計画期間中に制定、決定された主な関連法制度、計画は次のとおりです。

① 国の動き

ア 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児介護休業法」という。)の改正 (平成28(2016)年度、平成29(2017)年度)

介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするため、介護休業の分割取得、所定外労働の短縮措置、有期契約労働者の介護休業取得要件の緩和などが整備されました。

また、保育所に入れない場合に、育児休業を延長できる期間が、最長「子が2歳に達するまで」に延長されるとともに、育児休業等制度の該当者への個別周知や育児目的休暇の新設が事業主に努力義務として課されました。

イ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の改正 (平成28(2016)年度)

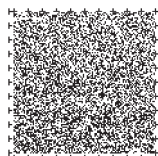
有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、特別養子縁組に係る子を育児休業の対象に追加するなど、多様な家族形態・雇用形態に対応した仕事と生活の両立支援制度が整備されました。

ウ 働き方改革を推進するための関係法律の整備 (平成30(2018)年度)

労働基準法の改正により、時間外労働の上限が設けられるとともに、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パートタイム労働法」という。)、「労働契約法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の改正により、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差の解消を図ることとされました。

エ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」 (平成30(2018)年度)

多様な国民の意見が的確に政策に反映されるためには、社会の対等



な構成員である男女が、政策の立案・決定に共同して参画する機会を確保することが重要であることから、衆議院、参議院及び地方議会議員の選挙において、政党その他政治団体の男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこととされました。

オ 「女性活躍推進法」の改正（令和元（2019）年度）

一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表義務の対象が常時雇用労働者 301 人以上から、101 人以上の事業主に拡大されました。（令和 4 年施行）

また、従来から義務付けられていた 301 人以上の事業主については、一般事業主行動計画の内容及び情報の公表が拡充され、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備のそれぞれに数値目標を定めた行動計画の策定と情報公表を行うこととなっています。

カ 「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2（2020）年 12 月閣議決定）

男女共同参画社会基本法に基づき、国の施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和 7 年度までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

② 県の動き

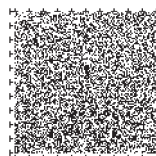
ア 福岡県女性の活躍応援協議会の設置（平成 28（2016）年度）

女性がいいきと働き活躍できる社会を目指し、行政、経済団体、関係団体が一体となって、「女性の活躍応援協議会」を設置しました。協議会では、各団体が以下の行動宣言に基づき取組みを進めます。

- ・女性の活躍に向けた気運の醸成や、組織トップの意識改革
- ・男性も女性もともに、仕事と生活を両立できる環境づくり
- ・女性がその個性と能力を十分発揮できる環境づくり

イ 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（平成 30（2018）年度）

県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるため、議員提案により条例を制定しました。条例では、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めています。



③ 自然災害の頻発及び新型コロナウイルス感染症の影響

平成 29（2017）年の九州北部豪雨をはじめ、福岡県では 4 年連続して豪雨災害が発生しました。防災・減災対策、避難所運営などの被災者支援、災害からの復興といった各場面において、女性の視点で対応することや、防災・危機管理における意思決定の場において女性の意見を取り入れることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、女性の割合が高い非正規雇用労働者の失業の増加、医療従事者の職場や生活に関わる環境の確保、在宅勤務など家庭で過ごす時間の増加に伴う DV の増加の懸念といった課題が見られます。

一方で、感染拡大防止のために広まった在宅勤務をはじめとするテレワークは、多様で柔軟な働き方を促進し、仕事と生活の両立を進める手法としても期待されています。

6 第 4 次計画の成果と課題

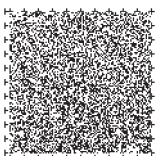
第 4 次計画では、「働く場における女性の活躍促進」「地域・社会活動における女性の活躍促進」「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」の 4 つの目標のもと、取組みを進めてきました。

「働く場における女性の活躍促進」では、子育て応援宣言企業の登録促進など仕事と家庭の両立支援を進め、働く女性が増加しました。女性リーダーの育成や活躍促進に向けた環境整備を進め、管理職など意思決定の場への女性の進出は着実に拡大しています。

「地域・社会活動における女性の活躍促進」では、審議会委員における女性委員比率の低い市町村に対し、人材の紹介を行うなど、女性委員の積極登用を促進するとともに、「女性による元気な地域づくり応援講座」の実施等により地域で活躍できる女性人材の育成を行ってきました。

「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」では、困難な立場にある女性への支援を強化するため、「配偶者暴力相談支援センター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において相談や被害者支援を行うとともに、「ひとり親サポートセンター」や「子育て女性就職支援センター」等における就業の支援などを実施しました。

「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」では、男女共同参画社会を実現するための啓発や教育を推進した結果、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に賛成しない人の割合が増加し、男



性では5年前と比べ約10ポイント上昇するなど意識改革も進んでいます。

しかし、現状では、管理職に占める女性の割合は17.3%にとどまるなど、未だ低い状況にあります。依然として、家事や育児、介護の負担が女性に集中していることから、性別役割分担の解消に向け、更なる取組みが必要です。配偶者等からの暴力の相談件数が増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する生活不安やストレス等による増加も懸念されています。また、福岡県では、性犯罪の人口10万人当たりの認知件数が全国比較でも多い状況にあるなど女性に対する暴力は深刻な状況であり、DVや性犯罪の防止に向けた啓発強化や相談体制の充実が求められています。

新型コロナウイルスの影響下にある現在、平常時における性別役割分担意識を反映し、これらの課題が、一層顕在化しています。男女共同参画を推進することは、男性の働きやすさ、暮らしやすさにもつながるものであることから、幅広い分野で女性がさらに活躍できるよう、働く場における女性の活躍と家庭・地域における男女共同参画をともに進め、実効性ある施策・取組みを推進する必要があります。

7 施策体系

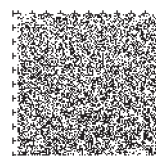
(1) 目指す姿

第4次計画の成果と課題を踏まえ、第5次計画では、男女共同参画社会の実現に向け、目指す姿を次のとおり定めます。

- 性別にかかわらず人権が互いに尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会
- 男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会
- 新しい働き方・暮らし方を実現し、一人ひとりが望む生き方ができる社会

SDGsについて

SDGsは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、2030年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」と合致しているだけでなく、教育（目標4）や就業機会（目標8）、まちづくり（目標11）など、他のすべての目標の達成に関わる非常に重要な項目です。



(2) 施策の柱

目指す姿を実現するため、3つの柱のもと、施策を推進します。

柱1 男女がともに活躍できる社会の実現

- 女性の就業継続を支援し、経済的な自立を促進するとともに、多様で柔軟な働き方を進めます。
- 企業等と連携して女性の登用促進や能力開発を進めるとともに、農林水産業、商工業における女性の活躍を支援します。
- 自治会等の地域における意思決定の場への女性の参画を進めるとともに、地域の活性化に向け、男女ともに担い手として活躍できるよう促進します。

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

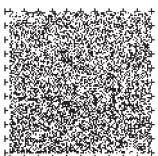
- 女性に対する暴力の根絶に向けた取組みを強化します。
- 経済、生活、人権上の課題に直面した人々への性差別の防止に取り組めます。
- 女性のライフサイクルに応じた健康支援や、性別にかかわらず、生涯にわたる心身の健康維持を推進します。

柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組めます。
- 男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において性別役割分担にとらわれず、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。

(3) 計画の進捗管理

計画の進捗状況を把握するため、計画に掲げる事業の実施状況や目標の達成状況を取りまとめた年次報告書を作成し、県民に公表します。また、福岡県男女共同参画審議会及び福岡県男女共同参画行政推進会議で報告します。



(4) 施策体系

施策の柱

1

男女がともに活躍できる
社会の実現

施策の方向

(1) 働く場における女性の活躍推進

- ①男女の均等な雇用及び待遇の確保
- ②雇用の場における女性の育成・登用推進
- ③非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援
- ④女性の就業支援
- ⑤農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進

(2) 働き方改革、仕事と生活の両立

- ①多様で柔軟な働き方の推進
- ②仕事と生活が両立できる環境の整備

(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進

- ①自治会等地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進
- ②地域づくり・社会活動への女性の活躍推進
- ③男性の暮らし方の変革

(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

2

誰もが安全・安心に
暮らせる社会の実現

(1) 人権を侵害する暴力の根絶

- ①配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- ②性暴力等の根絶及び被害者支援
- ③セクシュアルハラスメントの防止

(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

- ①ひとり親家庭等への支援
- ②高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

- ①生涯にわたる男女の健康支援
- ②妊娠・出産の健康支援
- ③女性のスポーツ活動の推進

(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

3

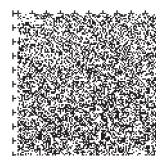
男女共同参画社会の
実現に向けた
意識改革・教育の推進

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革

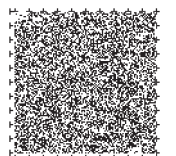
- ①性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
- ②SDGs の理解促進

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

- ①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進
- ②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進



第 2 部 施策の方向



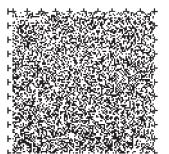
第2部 施策の方向

柱1 男女がともに活躍できる社会の実現



<現状・課題>

- 女性の就業者数は増加し、就業者全体に占める女性の割合も半数近くとなっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、女性就業者の約5割が出産や子育てを機に離職しています。
- 福岡県内の25歳～44歳の就業を希望する女性は、9万人を超えており、うち、子育て等で求職活動をしていない女性は3万人にのぼっています。子育て中の女性が安心して就職できるよう、きめ細かな就職支援を行うとともに、仕事と家庭が両立できる職場づくりを推進することが必要です。
- 非正規雇用労働者の割合は、男性が2割程度であるのに対し、女性は5割を超えています。また、本県における令和元（2019）年の所定内給与額（月額）は、男性の給与水準を100とした場合、女性は74.7となっており、男女間の賃金格差が生じています。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、非正規雇用労働者の就業継続に影響が生じています。非正規の割合が高い女性の就業確保が必要です。
- 女性活躍推進法の制定等により、企業における女性の採用、人材育成・管理職への登用は一定程度進み、県・市町村・民間事業所等における管理的業務に従事する女性の割合は、平成29年には福岡県は17.3%となっています。これは、全国平均（14.8%）より高くなっていますが、男性と比べると低く、国が目標として掲げている「指導的地位に占める女性の割合30%」には及ばない状況です。
- 令和元（2019）年に女性活躍推進法が改正され、女性の活躍に関する一般事業主行動計画の策定・公表義務対象事業者の範囲が拡大されるとともに、女性の活躍状況に関する情報公表が強化されています。
- 県民意識調査では、職場において男女の地位が平等と回答している人は、全体の約25%で、半数以上が男性優遇と回答しています。管理職への女性の登用を進めるためには、男性優位の意識を変えるとともに、出産・育児のためにキャリアを中断することなく就業継続することや、性別に関わらず人材育成を行うことが必要です。



- 農林水産業や商工業は、地域経済を支える重要な産業であり、女性の能力を活かした経営参画を一層進める必要があります。
- 共働き世帯数は、年々増加し、いわゆる専業主婦世帯の約2倍となっていますが、平成28（2016）年度の社会生活基本調査によると、男性が家事を行う割合は、2割程度にとどまっています。また、育児休業取得率は、女性が9割を超えているのに対し、男性は1割にも満たず、男性従業員の育児参画に対する職場の理解促進や柔軟な働き方が必要です。
- 長時間労働の是正など労働環境の改善に関わる法制度の整備は進んでいるものの、国の労働力調査によると週60時間以上就業している割合は、女性の約5%に対し男性は約15%と高い状況にあります。中でも、30代や40代は、他の年代よりも割合が高く、男性が地域活動や家事、子育てに積極的に関わりにくい状況にあります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により在宅勤務の取組みが拡大しており、これを、仕事と生活の両立を進める手法として活用していくことが重要です。
- 人口が減少する中、住みよい地域づくりを進めていくには、女性が地域の意思決定や政策決定の場に参画していくことや、働く世代の男女が活動を担っていくことなど地域活動の担い手の多様化が求められています。
- 県の審議会委員に占める女性の割合は、42%を超えていますが、市町村の審議会においては32.9%で、登用率は全国で1位であるものの更なる登用が必要です。

＜施策の方向＞

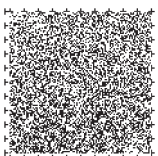
（1）働く場における女性の活躍推進

① 男女の均等な雇用及び待遇の確保

- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメントなど、従業員の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント防止対策の促進を図ります。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
働く女性のハンドブックの作成・周知	男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法や両立支援制度など女性労働者に関係深い法制度等についてわかりやすく解説したハンドブックを作成し、普及啓発に努めます。	1-(1) ③	労働局新雇用開発課



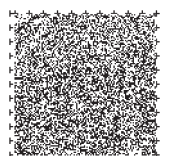
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
トップリーダー啓発事業（企業に対する啓発）	事業主及び企業の人事労務責任者等を対象に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係法制度等の周知徹底を図るための研修会を実施します。	1-(1) ② 2-(1) ③	労働局新雇用開発課
労働講座の実施	勤労者、事業主、人事・労務担当者等を対象として、労働問題等についての講座を開催し、学習の機会を提供します。	1-(1) ③	労働局労働政策課
労働相談の実施	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談等を行います。	1-(1) ③ 2-(1) ③	労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談（電話・メール・面接）を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談（法律相談、就業援助相談など）を実施します。	1-(1) ③ 2-(1) ③ 2-(2) ②	男女共同参画推進課
職員に対するハラスメント防止対策	ハラスメント防止に係る研修を職員研修所で実施するほか、所属研修を実施する際の活用資料の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	2-(1) ③	人事課
	ハラスメントについて、職員研修所における研修受講の促進や所属研修を実施する際の活用資料等の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	2-(1) ③	教育庁総務企画課
	ハラスメントに関し、メールマガジン等による情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	2-(1) ③	教育庁教職員課
	良好な職場環境を確保するため、各種教養を通じてハラスメントに関する職員の意識改革を行うなど、ハラスメント防止対策を推進します。	2-(1) ③	警察本部警務課

※マタニティハラスメント：妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと

※パタニティハラスメント：育児休業などを取得しようとする男性に対する嫌がらせを行うこと

② 雇用の場における女性の育成・登用推進

- 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行

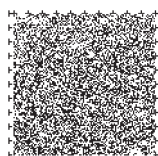


政機関等と連携し、社会全体の気運の向上や企業への働きかけを行います。

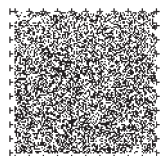
- 女性の職域を広げ、各職場で個性や能力、リーダーシップを発揮し、管理職等として活躍できるよう、女性の人材育成を進めます。
- 県における女性職員の人材育成や管理職への登用を積極的に進めるとともに、市町村における女性職員の管理職等への登用について調査、公表、助言します。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
トップリーダー啓発事業（企業に対する啓発）	事業主及び企業の人事労務責任者等を対象に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係法制度等の周知徹底を図るための研修会を実施します。	1-(1) ① 2-(1) ③	労働局新雇用開発課
企業への専門家派遣	個別企業に対して社会保険労務士や中小企業診断士といった専門家を派遣し、女性登用、仕事と家庭の両立支援などに向けて、一般事業主行動計画の策定や就業規則の見直し等、企業の実情に応じた具体的なアドバイスを実施します。	1-(2) ①	男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
女性活躍推進のための官民連携基盤強化	経済団体や業界団体等と女性活躍に向けた課題や方策等について協議し、官民一体となって企業の女性活躍に向けた取組みを推進します。		男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
女性の就業が少ない業界への支援	女性の就業が少ない業界において、就職から就業継続に向けた先駆的な取組みを発信する講演会の開催や、女性雇用のメリットやノウハウを紹介する冊子を作成する等、業界の取組みを支援します。		男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
変化の時代をリードする女性人材育成強化事業	ポストコロナの変化の時代を見据えた実践的な人材を育成するとともに、女性人材の裾野を広げるよう課長級・係長級・若手といった階層別人材育成研修を実施します。		男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
競争入札参加資格審査における「女性の活躍推進」加算制度	県の競争入札参加資格審査の地域貢献活動評価項目に「女性の活躍推進」を設け、女性従業員の登用を進める事業所を支援します。		男女共同参画推進課（女性活躍推進室）
企業、経済団体、関係行政機関等と連携した取組の推進	経済団体や関係行政機関、市町村と連携し、女性の人材育成や登用推進に向けた企業等の制度整備や職場風土の変革の推進を支援します。		労働局新雇用開発課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
公立大学法人福岡女子大学における女性リーダー養成事業	公立大学法人福岡女子大学において、企業の管理職等の女性を対象に、トップリーダーとして必要な素養を身につけ、ネットワークを構築するための研修を実施します。		私学振興・青少年育成局政策課
女性医師キャリア形成支援事業	女性医師のネットワーク構築及びキャリア教育の支援により、女性医師のキャリア形成を支援し、就業継続や復職の促進を図ります。	1-(2) ①	医療指導課 (医師・看護職員確保対策室)
女性職員の積極的登用・育成	女性職員の管理職登用の拡大を図るとともに、将来の管理職候補となる係長及び課長補佐相当職への女性職員の登用を積極的に推進します。女性職員の職域拡大を一層推進し、研修などを活用した人材育成に取り組むとともに、管理職を中心とした職員の意識改革を通じて、個々の職員が持つ能力を十分に発揮できる職場づくりを推進します。		人事課
			教育庁総務企画課
女性教職員の積極的登用・育成	女性教職員の管理職登用の拡大を図るとともに、中堅的なリーダーとなる主幹教諭や指導教諭への登用及び主任・主事の育成を促進します。また、研修等を活用した女性の人材育成に取り組むとともに、管理職を中心とした教職員の意識改革を通じて、個々の教職員が持つ能力を十分に発揮できる職場づくりを推進します。		教育庁教職員課
女性警察官の採用・登用の拡大 女性警察官・職員の育成と効果的な配置の促進	全警察官に占める女性警察官の割合の拡大を図り、各種訓練などを通じて、女性警察官の能力向上に努めます。また、幹部としての能力を備えた女性警察官・職員の育成を図るとともに、効果的な配置を推進します。		警察本部 警務課 教養課
女性当直研修会	全警察官に占める女性警察官の割合の拡大を図り、各種訓練などを通じて、女性警察官の能力向上に努めます。		警察本部 警務課
女性職員等の意識改革のための取組の推進	女性の活躍を推進するための研修を実施します。		人事課
副市町村長・人事担当課長会議等での助言	副市町村長・人事担当課長会議等において、女性の登用・採用の促進を助言します。		市町村支援課
市町村女性職員の登用状況調査・公表	市町村における女性管理職の登用状況を調査し、結果の取りまとめ及び公表を行います。		男女共同参画推進課



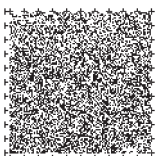
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
市町村条例・計画策定状況の調査・公表	市町村の男女共同参画に関する条例、計画の策定状況を調査し、未策定市町村への助言、策定・更新状況を公表します。		男女共同参画推進課
自治体事業主行動計画策定状況調査・公表	女性活躍推進法に基づく自治体の事業主行動計画について、市町村の策定状況調査結果を取りまとめ、公表します。		男女共同参画推進課(女性活躍推進室)
行政職員のための男女共同参画セミナー	行政職員を対象としたセミナーを開催し、市町村行政を担う職員の男女共同参画への理解促進を図ります。		男女共同参画推進課

③ 非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援

- パートタイム労働法などの労働関連法制度の周知・啓発を行うことにより、正規労働者との均等・均衡待遇の確保を図ります。また、企業への働きかけを通して正規雇用を目指す女性への支援を行います。
- 正規雇用への転換を促進するため、非正規で働くことの不安の軽減や仕事に役立つ知識を得る講座を実施します。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
働く女性のハンドブックの作成・周知	男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法や両立支援制度など女性労働者に関係の深い法制度等についてわかりやすく解説したハンドブックを作成し、普及啓発に努めます。	1-(1) ①	労働局新雇用開発課
労働講座の実施	勤労者、事業主、人事・労務担当者等を対象として、労働問題等についての講座を開催し、学習の機会を提供します。	1-(1) ①	労働局労働政策課
労働相談の実施	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談等を行います。	1-(1) ① 2-(1) ③	労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談(電話・メール・面接)を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談(法律相談、就業援助相談など)を実施します。	1-(1) ① 2-(1) ③ 2-(2) ②	男女共同参画推進課



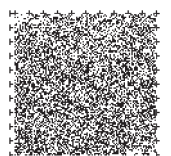
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
正規雇用促進企業支援センター	県内企業における正規雇用の拡大を図るため、国や関係機関と連携し、企業へのきめ細かな支援により、労働者の職業的安定を促進するとともに、企業における人材の確保を行います。		労働局労働政策課

④ 女性の就業支援

- 子育て中の女性を対象に求人開拓、就職あっせんまでの一貫した就職、再就職の支援を行うとともに、就職に向けた技術・資格の取得をめざし、多様な職業訓練を行います。
- 取得した資格や経験を生かして就業できるよう支援を行います。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
子育て女性就職支援センター事業	子育て中の女性を対象に就職相談、就職支援情報や保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催や求人開拓、就職あっせんまで一貫した支援を行います。	2-(1) ① 2-(2) ①	労働局新雇用開発課
子育て中の方の就職に向けた職業訓練	民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の中で、短時間訓練、託児付訓練、e-ラーニングなど子育て中の方が受講しやすいコースを実施します。		労働局職業能力開発課
福岡県保育士・保育所支援センター	増大する保育需要に対応する保育士確保を図るため、センターにコーディネーターを配置し、結婚や子育て等で保育現場を離れている保育士有資格者を対象とした保育所へ就職支援等を行います。あわせて、保育士資格の届出制度及び保育人材の相談支援を開始し、潜在保育士の復職支援を強化します。		子育て支援課
福岡県ナースセンター事業	離職した看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）が職場に復帰できるよう、県ナースセンターにおいて復職支援研修や無料職業紹介などの取組を進めます。		医療指導課（医師・看護職員確保対策室）
女性起業家の育成支援	県内の関係金融機関、起業支援機関と連携し、起業を目指す女性、起業後間もない女性に対する支援を行います。		新事業支援課



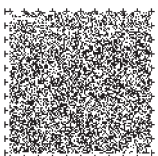
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
中小企業融資制度の活用	創業に必要な資金の融資を促進し、地域の産業振興を図ります。		中小企業振興課
女性向け創業巡回相談	創業を目指す女性や創業して間もない女性の様々な課題や問題について、県内4地域で女性の専門家が相談を実施します。		新事業支援課

⑤ 農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進

- 起業を希望する女性に対し、女性が起業する際の課題などを踏まえた支援等を行い、女性の起業を促進します。
- 女性の労働への評価を高め、経営参画を進めるとともに、女性農林漁業者の起業促進に向けた取組みを行います。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
家族経営協定締結の推進	家族経営協定締結の推進及び締結内容の充実・実践を促進します。		経営技術支援課
女性農林漁業者の活躍促進対策	起業家育成塾の開催、専門家による個別指導、新商品開発、機器整備の支援を行うとともに女性農林漁業者の活躍を広くPRすることにより、女性農林漁業者の活躍を促進します。		経営技術支援課
漁協女性部協議会育成助成	漁協女性部協議会が行う研修等を支援し、女性漁業者の経営参画を促進します。		水産局水産振興課
農村女性リーダーの育成と活動支援	地域の牽引役となる農村女性リーダーの認定、育成を行うことにより、女性農業者の経営参画の促進を図ります。	1-(3) ②	経営技術支援課
商工会女性部活動の支援	商工会等の女性部(女性経営者等で構成)が行う社会福祉・環境保全活動などの自主的な活動を支援し、地域中小企業の活性化を促進します。	1-(3) ②	中小企業振興課



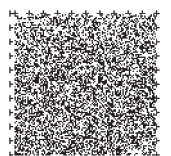
(2) 働き方改革、仕事と生活の両立

① 多様で柔軟な働き方の推進

- 長時間労働是正に向けた啓発や、男性の育児休業取得・育児参画の促進など、企業における仕事と生活の両立支援の取組みを促進します。
- 男女がともに、仕事と生活の両立を進めるうえで有効な働き方であるテレワークの活用を推進します。
- 企業の経営者が従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組みを自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大と宣言企業における取組内容の充実を図り、仕事と子育ての両立ができる職場づくりを推進します。
- 企業の経営者が従業員の仕事と介護の両立を支援する取組みを自主的に宣言する「介護応援宣言企業」の登録拡大を図り、従業員が仕事と介護を両立しながら、働き続けることができる職場づくりを推進します。
- 県における男性職員の育児休業取得促進など仕事と生活の両立の促進を図ります。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
子育て応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」の登録拡大と、男性の育児参加やテレワークの導入促進など取組内容の充実を図り、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進します。	1-(3) ③	労働局新雇用開発課
介護応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と介護の両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「介護応援宣言企業登録制度」の登録拡大を図り、仕事と介護を両立できる職場づくりを推進します。	1-(3) ③	労働局新雇用開発課
介護と仕事の両立相談支援事業	家族の介護が必要となっても働き続けることができるよう、介護保険サービス、介護休業制度等の周知を含めた出前講座・相談を実施することで、介護と仕事の両立を支援します。	1-(2) ② 1-(3) ③	高齢者地域包括ケア推進課
企業への専門家派遣	個別企業に対して社会保険労務士や中小企業診断士といった専門家を派遣し、女性登用、仕事と家庭の両立支援などに向けて、一般事業主行動計画の策定や就業規則の見直し等、企業の実情に応じた具体的なアドバイスを実施します。	1-(1) ②	男女共同参画推進課(女性活躍推進室)



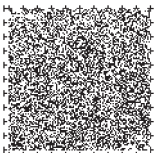
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
女性医師確保支援事業	短時間勤務や当直免除等を利用する女性医師の代替医師にかかる経費を一部補助し、女性医師の就労環境改善を促進します。		医療指導課 (医師・看護職員確保対策室)
女性医師キャリア形成支援事業	女性医師のネットワーク構築及びキャリア教育の支援により、女性医師のキャリア形成を支援し、就業継続や復職の促進を図ります。	1-(1) ②	医療指導課 (医師・看護職員確保対策室)
女性の就業継続促進及び男女の働き方の見直し	若者・女性・高齢者などの多様な人材がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに向けた実践的な研修を実施するほか、企業内の働き方改革の取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」に対し、フォローアップを行うなど、働き方改革の実践に向けた取組を実施します。	1-(3) ③	労働局労働政策課
男性職員の育児休業等取得促進	育児休業等制度の周知と育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、育児休業中の職員に対し適宜情報提供を実施します。		人事課
男性教員・男性職員の育児休業等取得促進			教育庁総務企画課 教育庁教職員課
男性警察官・男性職員の育児休業取得促進	育児休業制度の周知と育児休業の取得しやすい環境づくりに努めるとともに、育児休業中の全職員に対して面談及び各種情報提供を実施します。		警察本部警務課

② 仕事と生活が両立できる環境の整備

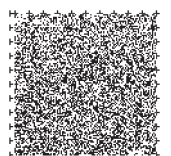
- 待機児童の解消や、多様なニーズに対応した保育サービス等の充実を図るとともに、老人福祉施設等の整備促進や介護サービスの充実により、仕事と子育て、介護との両立を支援します。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
育児休業者、介護休業者生活資金融資制度の実施	育児、介護休業を取得された方を対象に、休業期間中に必要とする生活資金を無担保・低金利・長期にわたって貸与するための融資制度を実施します。	1-(3) ③	労働局労働政策課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
保育所	保育所の認可、指導監督を行います。質の高い幼児教育・保育を提供できるよう環境の充実を図るため、保育所整備による定員拡大や保育の担い手である保育士の処遇改善や研修を実施します。 また、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。		子育て支援課
認定こども園	幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を行い、幼保連携型以外(幼稚園型、保育所型、その他の型)の認定こども園の認定を行います。質の高い幼児教育・保育の提供が行われるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付を行います。		子育て支援課
認定こども園	施設型給付による財政支援を行い、就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図ります。		子育て支援課
小規模保育事業等	市町村が認可を行う小規模保育事業所等で、質の高い幼児教育・保育を提供できるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。また、環境の充実を図るため、施設整備による定員拡大や創設を実施します。		子育て支援課
延長保育、病児保育	働く女性の増加や通勤時間の長時間化等に伴う保育需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設等で児童を一時的に保育する病児保育事業の促進に努めます。		子育て支援課
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後や夏休み等の長期休暇に専用施設や余裕教室等で預かり、放課後児童支援員を配して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。		私学振興・青少年育成局 青少年育成課
介護保険対策事業	介護サービスが充実されるよう、介護支援専門員実務研修受講試験や各種研修を実施することで介護支援専門員の養成、資質の向上を図ります。		高齢者地域包括ケア推進課
	介護サービス事業所の指導・育成を行うことにより、介護サービスの充実を図ります。		介護保険課
介護と仕事の両立相談支援事業	家族の介護が必要となっても働き続けることができるよう、介護保険サービス、介護休業制度等の周知を含めた出前講座・相談を実施することで、介護と仕事の両立を支援します。	1-(2) ② 1-(3) ③	高齢者地域包括ケア推進課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
老人福祉施設等の整備促進	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等の老人福祉施設等の創設、改築などの整備を促進します。		介護保険課

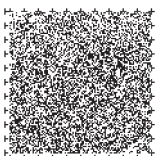
(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進

① 自治会等地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進

- 女性の役員への参画促進、働く世代の男女に地域活動に参加することを促す工夫や好事例の紹介などを、市町村等と連携して積極的に展開します。
- 役職を受けることについて、知識や能力の面での不安や責任が重いことを負担と感じる女性も多いことから、女性リーダーの育成に向けた研修等を行います。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
地域における女性の活躍推進	地域活動に積極的に関わっている女性等を対象に、市町村・男女共同参画センター・地域団体が連携して、地域の課題を解決するために必要な知識やスキルを習得するための研修を実施します。		男女共同参画推進課
トップリーダー啓発事業	各種団体のトップが集まる会議・研修会等の場に、その団体に適した講師を派遣し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。		男女共同参画推進課
地域のリーダーを目指す女性応援事業	地域の政策決定の場への女性の参画を進めるため、リーダーとなる女性を育成します。		男女共同参画推進課
男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成事業	男女共同参画の視点をもって防災・復興に対応できる人材の育成を通じて、平常時からの地域コミュニティの男女共同参画を推進します。	2-(4)	男女共同参画推進課
女性団体のネットワークとの連携	福岡県内の女性団体・グループが相互に情報交換、交流を深めるために組織された「福岡県男女共同参画推進連絡会議(愛称:ふくおかみらいねっと)」の取組を支援します。		男女共同参画推進課



② 地域づくり・社会活動への女性の活躍推進

- 女性が主体的に活動している団体による地域活性化や地域の課題解決に向けた取組みを支援し、先進事例の情報発信を図ることにより、地域づくりへの女性の参画を促進します。

【主要な施策、事業、取組み】

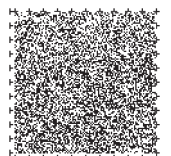
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
地域づくり団体への支援	「地域づくりネットワーク福岡県協議会」への女性が主体的に活動している団体の加入促進を行い、情報提供、団体相互の交流推進、表彰など活動の支援を行います。		広域地域振興課
好事例の情報収集、提供	地域づくりの様々な活動に女性が参画した事例などの情報収集及び発信を行い、女性の参画を促進します。		男女共同参画推進課
農村女性リーダーの育成と活動支援	地域の牽引役となる農村女性リーダーの認定、育成を行うことにより、女性農業者の経営参画の促進を図ります。	1-(1) ⑤	経営技術支援課
商工会女性部活動の支援	商工会等の女性部(女性経営者等で構成)が行う社会福祉・環境保全活動などの自主的な活動を支援し、地域中小企業の活性化を促進します。	1-(1) ⑤	中小企業振興課

③ 男性の暮らし方の変革

- 「家事・育児・介護」の負担が女性に偏り、生活の質への影響、就業継続や仕事との両立の難しさにつながっている現状を改善するため、男性に期待されている「仕事」のあり方や男性自身の「仕事」への向き合い方の変革と併せて、男性の「家事・育児・介護」への参画を促進します。

【主要な施策、事業、取組み】

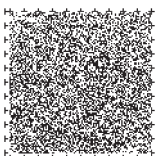
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
育児休業者、介護休業者生活資金融資制度の実施	育児、介護休業を取得された方を対象に、休業期間中に必要とする生活資金を無担保・低金利・長期にわたって貸与するための融資制度を実施します。	1-(2) ②	労働局労働政策課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
子育て応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」の登録拡大と、男性の育児参加やテレワークの導入促進など取組内容の充実を図り、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進します。	1-(2) ①	労働局新雇用開発課
介護応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と介護の両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「介護応援宣言企業登録制度」の登録拡大を図り、仕事と介護を両立できる職場づくりを推進します。	1-(2) ①	労働局新雇用開発課
介護と仕事の両立相談支援事業	家族の介護が必要となっても働き続けることができるよう、介護保険サービス、介護休業制度等の周知を含めた出前講座・相談を実施することで、介護と仕事の両立を支援します。	1-(2) ① 1-(2) ②	高齢者地域包括ケア推進課
女性の就業継続促進及び男女の働き方の見直し	若者・女性・高齢者などの多様な人材がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに向けた実践的な研修を実施するほか、企業内の働き方改革の取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」に対し、フォローアップを行うなど、働き方改革の実践に向けた取組を実施します。	1-(2) ①	労働局労働政策課

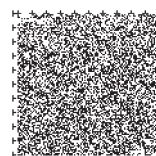
(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 福岡県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において女性委員の登用を進めます。
- 市町村に対し、審議会等の女性登用促進に向けて状況把握及び女性人材の情報提供等を行います。
- 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、実態の調査や情報の収集、必要な啓発活動を行います。



【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
地域の政策・意思決定女性参画促進事業	市町村の施策や意思決定の場に女性人材の参画が進むよう、行政職員を対象に、地域団体等との協働や男女共同参画の視点での事業企画の手法を学ぶ実践研修を行います。また、地域で活動する団体等を紹介するサイト「地域のすばる」を運営します。		男女共同参画推進課
県の審議会等における女性委員の登用推進	県の審議会等における女性の登用を促進する取組を進めます。		全庁・教育庁
市町村審議会等における女性比率の調査・公表	市町村審議会等の女性委員に関する調査を行い、各市町村の女性登用率を公表するとともに女性人材情報の提供など支援を行います。		男女共同参画推進課
農業委員会における女性委員の登用推進	関係機関（農業会議、市町村）との連携のもと、農業委員会に男女共同参画に関する啓発を行い、女性農業委員の登用を促進します。		経営技術支援課
農業協同組合における女性役員の登用推進	指導機関（JA 福岡中央会）との連携のもと、農業協同組合における女性役員の登用を促進します。		団体指導課
漁業協同組合における女性役員の登用推進	漁協系統組織（県漁連、福岡有明海漁連等）との連携のもと、漁業協同組合における女性役員の登用を促進します。		水産局漁業管理課

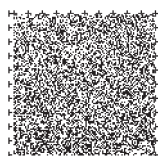


柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

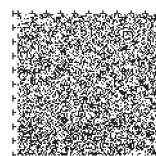


<現状・課題>

- DV や性暴力、セクシュアルハラスメントは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を来とし、貧困や様々な困難につながることもあるため、暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保が必要です。
- 約3割の女性がDVを受けた経験があり、警察と配偶者暴力相談支援センターでの相談等件数は、年間4,000件を超えるなど、依然として多くの相談が寄せられています。
- 新型コロナウイルスの影響により、DVの増加が懸念されることから、相談体制の充実を図る必要があります。
- 交際相手からの暴力である「デートDV」に関する認識度は、県民意識調査によると33.8%と低く、家庭内だけでなく交際相手からのデートDV防止の啓発を更に進める必要があります。
- DVは、主に家庭内や親密な関係の中で行われ、外部から発見しにくく、被害者が相談をためらい、被害が深刻化する傾向にあるため、早期の相談や保護につなぐ必要があります。
- 性犯罪については、平成25(2013)年度に、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置し、24時間・365日相談を受け付けるなど、性暴力被害者支援の充実を図ってきています。性犯罪の認知件数は、減少傾向にあるものの、依然として、年間300件以上発生している状況です。
- 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」に基づき取り組んでいる性暴力根絶に向けた教育、性暴力被害者支援、加害者の再犯防止対策などの取組みを更に進める必要があります。
- 企業におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法により、相談窓口の設置、セクシュアルハラスメントに対する対処方針の周知、セクシュアルハラスメントの相談をした者に対する事業主による不利益な取扱い禁止など対策が強化されてきました。一方で、企業内でのセクシュアルハラスメントに加え、フリーランスの人に対する発注者からのセクシュアルハラスメント、大学、スポーツ界、就職活動の場におけるセクシュアルハラスメントなど、様々な場面でハラスメントが問題となっています。



- ひとり親家庭のうち、母子家庭の母の約半数が非正規雇用であり、その年収は200万円台にとどまるなど厳しい生活を余儀なくされています。
また、子どもの養育費を受給している母子家庭は、4分の1に満たず、養育費の確保に向けた取組みが重要です。
- 障がいのある女性、外国人女性、部落差別を受ける女性は、障がいがあること、外国人であること、部落差別などに加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれないう、生活や就業面の支援や人権擁護の取組みが重要です。最近では、性的少数者の人権問題が顕在化しており、性同一性障害や性的指向を理由に困難な状況に置かれないう、その理解の促進など新たな取組みが求められています。
- 生涯を通じ健康を維持することは、いきいきと働き、社会で活動するための重要な基盤です。平均寿命が延び人生100年時代が到来する中、健康寿命を延ばし、学び・働き続けられる環境づくりが求められています。
- 女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。
- 体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、生きがいや仲間づくりのため、スポーツの活用が重要です。「県民の運動・スポーツに関する調査」（福岡県 平成29（2017）年）によると、1年間にスポーツを「まったく行わなかった」割合は、女性が27.7%で男性を6.5ポイント上回っており、スポーツを推進することが必要です。
- 男性は女性に比べ自殺者が多く、長時間労働や、「男は容易に弱音を吐くべきではない」という考えにより、悩みや問題を一人で抱え込み、孤立しがちであることが一因と考えられます。
- 平成29（2017）年の九州北部豪雨をはじめ、福岡県では4年連続して豪雨災害が発生しています。防災・減災対策、避難所運営などの被災者支援、災害からの復興といった各場面において、女性の視点で対応することが必要とされており、意思決定の場や現場において活躍する女性の育成が求められています。



＜施策の方向＞

(1) 人権を侵害する暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

- 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DVの根絶に向けた啓発を推進し、被害の防止に努めます。
- 相談体制の充実、被害者の保護と安全の確保及び自立のための支援について、関係団体と連携し総合的な対策を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症による社会変化を踏まえ、メールやSNSによる相談ができるよう、取組みを進めます。

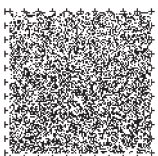
※本計画におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者（事実婚を含む）や配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力。

※「暴力」とは、

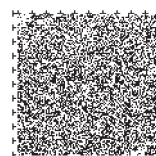
- ・身体的なもの（殴る、蹴る など）
- ・精神的なもの（大声でどなる、無視する、行動を制限、監視・束縛 など）
- ・経済的なもの（生活費を渡さない、借金をさせる など）
- ・性的なもの（性行為の強要、避妊に協力しない など）

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
DV根絶に向けた啓発	様々な機会を活用し、広く県民に対して暴力を容認しない意識及びDVに関する正しい理解を進める啓発、法律に基づく支援制度について周知を図ります。 交際相手からの暴力（デートDV）の防止のため、様々な機会を活用して、中学生、高校生、大学生などの若年層への啓発の充実を図ります。		男女共同参画推進課
			人権・同和対策局調整課
			教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
被害防止体制の構築	相談窓口の周知や医療・保育や学校関係者、民生委員など被害者を発見しやすい立場にいる関係者へ、研修等によりDVの早期発見、通報の必要性などについて理解を深めます。また、加害者対策について情報収集を行い、研究・検討を行います。		男女共同参画推進課
			警察本部人身安全対策課



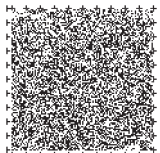
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
相談体制の充実	女性相談所や配偶者暴力相談支援センターのそれぞれの役割に応じた機能の充実を図ります。また、市町村に対し、婦人相談員を配置するなど支援体制の強化を働きかけます。男性や性的少数者の被害者に適切に対応するため、男性相談や性的少数者向けの相談を実施します。また、相談員や関係職員の資質向上に向けた研修を実施します。		男女共同参画推進課
	若年女性を対象に、夜間見回りによる声掛けなどのアウトリーチや電話・メール等による相談、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を実施します。		男女共同参画推進課
	相談員や関係職員の資質向上に向けた研修を実施します。		警察本部被害者支援・相談課
一時保護体制の充実	被害者の安全・安心を重視し、本人の意思を尊重するとともに、一人ひとりの状況に応じた一時保護所・支援体制の充実を図ります。障がいのある人や高齢者など被害者の状況をふまえた一時保護委託先の拡充を図ります。配偶者暴力相談支援センターと児童相談所や市町村の連携強化や一時保護所の機能充実等により、被害者が同伴する子どもの適切な保護、心理的ケアや保育機能の充実を図ります。		男女共同参画推進課
被害者の安全確保	被害者への身体的暴力が行われていると認めるときは、被害者の意思を尊重しながら、加害者に対する検挙・警告等の措置を講じるとともに、避難など被害者の援助を行います。裁判所が保護命令を発した時は、被害者に対して留意事項等を伝達するとともに、加害者への指導警告等を行います。		男女共同参画推進課
			警察本部人身安全対策課
被害者の自立のための住宅確保の支援	被害者が安心して暮らすことができる生活基盤の確保のため、住宅確保の支援として、県営住宅の抽選方式募集における倍率優遇措置等を行うとともに、地域優良賃貸住宅において被害者世帯も入居対象とします。		県営住宅課 住宅計画課
	DV被害者を含む住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保を支援するため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援法人の指定とセーフティネット住宅の登録・情報提供を行います。		住宅計画課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
被害者の自立のための支援	被害女性の経済的自立のため、職業訓練の受講機会の提供や県の関係機関との連携による就業支援を行うとともに、児童扶養手当などのひとり親家庭支援制度や生活保護制度について情報提供を行います。また、保護施設等との連携強化により、被害者の状況に応じた自立支援を効果的に行います。	1-(1) ④ 2-(2) ①	労働局新雇用開発課
			児童家庭課
			保護・援護課
			男女共同参画推進課
被害者の情報保護	被害者の個人情報保護に関し、市町村における閲覧制限などの適正な措置について市町村への周知を徹底します。国民健康保険に関する市町村に対する実地調査の際、DV被害者の国民健康保険の適用について、聴取し、制度の周知を行います。		男女共同参画推進課
			市町村支援課
			医療保険課
	学校等において被害者の児童生徒の安全確保、個人情報保護について適切な対応を進めます。		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
関係団体との連携強化	配偶者からの暴力防止対策連絡会議（中央ネット）の参加機関の追加など組織機能の強化や内容の充実を図ります。また、市町村に対して被害者の情報保護や行政手続きのワンストップ化等、被害者の支援を充実させるための庁内連絡会議の設置を働きかけます。		男女共同参画推進課

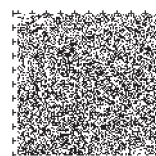
② 性暴力等の根絶及び被害者支援

- 性犯罪をはじめとする性暴力の根絶に向けた教育、研修、広報啓発の推進、性被害者支援の充実、加害者の再犯防止対策など、総合的な対策を行います。
- ストーカーや売春、児童ポルノ等の事案の取り締まりの強化、被害者の保護や立ち直りの支援を行います。



【主要な施策、事業、取組み】

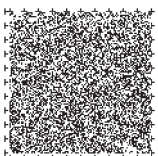
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を運営します。センターでは、相談員が電話での相談に応じ、さらに、面接相談や、産婦人科医療をはじめとする医療面のケア、警察等への付添い、被害回復に必要な医療費等に対する公費支出など、被害直後から総合的な支援を行います。また、心理専門職を配置し、子どもの性被害に的確に対応します。		生活安全課
性犯罪被害防止に向けた広報啓発	性犯罪撲滅街頭キャンペーンの実施や被害に遭いやすい年齢層に対する性犯罪被害防止の啓発冊子の作成配布などを行います。		生活安全課
性暴力根絶のための広報啓発	性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、小・中・高・大学生及び県民・事業者に対して性暴力根絶に向けた啓発冊子の作成配布、SNSやインターネットを活用した広報、啓発動画の作成を行います。		生活安全課
学校や事業所等への性暴力対策アドバイザー派遣	児童・生徒に対して性暴力根絶及び性暴力被害者支援に関する総合的な教育などを行うアドバイザーを派遣します。		生活安全課
性暴力加害者の社会復帰支援	性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰のため、再犯防止専門プログラムの実施や生活の自立を支援します。		生活安全課
性暴力対策に関する「協議・検討の場」の設置	福岡県性暴力根絶条例の的確な運用を図るため、関係機関との連携を強化します。		生活安全課
性暴力対策アドバイザー養成講座の案内	スクールカウンセラーが、性暴力についての認識を深め、児童生徒からの相談にも適切に対応できるよう、性暴力対策アドバイザー養成講座について関係機関と連携して案内します。		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
性暴力の根絶等に関する総合的な教育	性暴力根絶条例に基づき、小学校、中学校、高等学校等において、児童・生徒の発達段階に応じ、性暴力の根絶等に関する総合的な教育を、性暴力対策アドバイザー派遣事業により実施します。		教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課 教育庁人権・同和教育課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
性犯罪への適切な対応及び被害者への支援	加害者に対する的確な刑罰法令の適用を行います。被害者が安心して被害の届出ができる環境を整備します。被害者の精神的負担の防止・軽減を図るため、被害者の事情聴取等に従事する性犯罪捜査官を指定します。		警察本部捜査第一課
女性警察官に対する研修の実施	性犯罪事件捜査等に携わる女性警察官を警察学校に入校させ、精神科医、検察官や本部専務員を招聘し、被害者の精神状態やそれに伴う被害者対応要領、証拠採取要領等の講義を受講させます。		警察本部捜査第一課
ストーカー事案対策の推進	ストーカー事案に対して取締りを強化するとともに、被害者の安全確保を最優先に迅速かつ組織的に対応します。若年層や社会人等に対するストーカー被害に遭わないための広報啓発活動を推進します。		警察本部人身安全対策課
売春事犯等の取締りの強化	売春事犯、人身取引事犯等の取締りを強化します。関係業種に対する行政処分及び行政指導の徹底を図ります。		警察本部生活保安課
児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りの強化	少年の福祉を害する児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りを強化するとともに、被害少年の発見・保護及び立ち直り支援を推進します。		警察本部少年課
アダルトビデオ出演強要問題への適切な対応	違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正な取締りをを行います。若年女性を対象とした教育や広報啓発・情報発信活動等を通じて、被害防止対策を行います。		警察本部生活保安課
相談体制の充実 性犯罪被害相談電話「# 8103」の周知	性犯罪被害相談電話「# 8103」により、性犯罪被害者の立場に立った相談対応を行い、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を行います。効果的な広報を行い、県民への周知に努めます。		警察本部被害者支援・相談課

③ セクシュアルハラスメントの防止

- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメントなど職場で直面するトラブル等の相談に応えます。



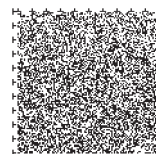
【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
トップリーダー啓発事業（企業に対する啓発）	事業主及び企業の人事労務責任者等を対象に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係法制度等の周知徹底を図るための研修会を実施します。	1-(1) ① 1-(1) ②	労働局新雇用開発課
労働相談の実施	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談等を行います。	1-(1) ① 1-(1) ③	労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談（電話・メール・面接）を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談（法律相談、就業援助相談など）を実施します。	1-(1) ① 1-(1) ③ 2-(2) ②	男女共同参画推進課
職員に対するハラスメント防止対策	ハラスメント防止に係る研修を職員研修所で実施するほか、所属研修を実施する際の活用資料の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	1-(1) ①	人事課
	ハラスメントについて、職員研修所における研修受講の促進や所属研修を実施する際の活用資料等の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	1-(1) ①	教育庁総務企画課
	ハラスメントに関し、メールマガジン等による情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。	1-(1) ①	教育庁教職員課
	良好な職場環境の確保するため、各種教養を通じてハラスメントに関する職員の意識改革を行うなど、ハラスメント防止対策を推進します。	1-(1) ①	警察本部警務課

(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

① ひとり親家庭等への支援

- ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援、養育費相談を行うとともに、子どもの学習支援を推進し、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組みを進めます。

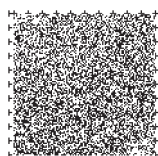


【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、無利子又は低利での資金の貸付を行います。		児童家庭課
母子・父子自立支援員による支援	婦人相談員兼母子・父子自立支援員を県保健福祉（環境）事務所に配置し、相談に応じ自立に必要な支援を実施します。		児童家庭課
ひとり親サポートセンター事業	就業相談員による相談や、就職に役立つ資格の取得・スキルアップを目指した就業支援講習会など、就業までの総合的な支援を実施します。また、養育費について、弁護士による無料法律相談や、電話による弁護士相談「養育費・ひとり親 110 番」等を実施します。		児童家庭課
ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣	ひとり親家庭の親及び寡婦が疾病等のため一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な場合等に、家庭生活支援員を派遣します。		児童家庭課
就業支援のための給付金の助成	ひとり親家庭の親の職業能力の開発や資格取得のための給付金を支給します。		児童家庭課
子育て女性就職支援センター事業	子育て中の女性を対象に就職相談、就職支援情報や保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催や求人開拓、就職あっせんまで一貫した支援を行います。	1-(1) ④ 2-(1) ①	労働局新雇用開発課
ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭に大学生等のボランティアを派遣し、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの良き理解者として進学相談等に応じます。		児童家庭課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。	2-(2) ②	保護・援護課

② 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備

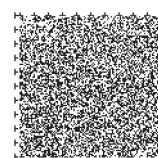
- 高齢女性が、地域で安心して暮らしていけるよう支援するとともに、意欲ある高齢者が経験・知識・技能を活かして生活できるよう取り組みます。
- 障がいのある女性に対する虐待防止や雇用の推進を図るため、障がいに対する理解を深める啓発に取り組みます。



- 外国人女性が異なる言語や文化、価値観の違い、地域における孤立などの困難な状況に置かれないよう、国際理解のための啓発を推進するとともに、外国語による各種情報提供や相談への対応を行います。
- 部落差別問題に加えて、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないよう、部落差別についての正しい理解を深めるための啓発に取り組みます。
- 性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれることのないよう、人権教育・啓発を推進するとともに、DV相談等においては、性的少数者の被害者に適切に対応するため、性的少数者を対象とした専用の相談を実施します。
- 様々な人権課題に加え、女性であることで、複合的に生活上困難な状況などに置かれないよう、相談支援など権利擁護の取組みを行います。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
70歳現役社会づくりの推進	年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて活躍し続けることができる「70歳現役社会」を実現するため、「高齢者の活躍の場の拡大」、「就業・社会参加支援」、「意識改革」に取り組みます。		労働局新雇用開発課
一人暮らし高齢者見守り活動	ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう地域における見守り活動を推進します。		高齢者地域包括ケア推進課
地域包括支援センターの機能強化	市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした地域包括システムの構築を図るための研修を実施します。		高齢者地域包括ケア推進課
高齢者の虐待防止・権利擁護	高齢者虐待防止に対する対応力向上を図るための研修を実施します。		高齢者地域包括ケア推進課
	施設職員を対象とした高齢者虐待防止に関する研修等を実施するとともに、身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催し、施設における身体拘束をなくす取組みを推進します。		介護保険課
障がい者雇用の促進	事業主等を対象とした障がい者雇用に係る普及・啓発と、求職障がい者の就業支援及び在職障がい者の職場定着を図るための事業を実施します。		労働局新雇用開発課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
障がい者の職業訓練	障がい者の職業能力開発、就職支援のため、福岡障害者職業能力開発校において施設内訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施します。		労働局職業能力開発課
障がい者の虐待防止・権利擁護の推進	市町村、障がい福祉サービス事業所等の職員を対象に障がい者虐待防止・権利擁護に関する知識・支援技術にかかる研修を実施します。		障がい福祉課(障がい福祉サービス指導室)
障がいを理由とする差別の解消の推進(県障がい者差別解消専門相談)	障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談に対応します。		障がい福祉課
DV防止外国語リーフレットの配布	DV被害の防止、相談窓口の周知を図るための外国語の啓発資料を配布します。		男女共同参画推進課
外国語による各種情報提供	国際交流事業、国際交流団体、相談窓口等の情報を日本語・英語・中国語・ハングルで紹介する情報誌を作成します。		国際局国際政策課
外国語による相談の実施	相談窓口をアクロス福岡のこくさいひろばに設置し、電話、来所、メール等による相談に対応します。		国際局国際政策課
地域日本語教室運営ボランティア支援	県内在住の外国人にとって生活上不可欠な日本語の教室を運営しているボランティアを対象に、スキルアップセミナー等を実施します。		国際局国際政策課
公正採用選考啓発	公正な採用選考の実現のため、雇用主等に対する啓発を実施します。		労働局労働政策課
人権教育・啓発の推進	「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき毎年度、実施計画を作成し、人権施策をより効果的に推進します。女性や性的少数者を含めた様々な人権問題をテーマとした県民講座や人権啓発ラジオ番組により、県民の人権意識の高揚に取り組めます。専門講師をあっせん・派遣し、地域や企業等における同和問題や女性の人権問題などに関する啓発に取り組めます。		人権・同和对策局調整課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。	2-(2) ①	保護・援護課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談（電話・メール・面接）を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談（法律相談、こころの健康相談、DV相談、就業援助相談）を実施します。	1-(1) ① 1-(1) ③ 2-(1) ③	男女共同参画推進課

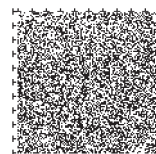
(3) 生涯を通じた男女の健康支援

① 生涯にわたる男女の健康支援

- 女性のライフサイクルに応じた健康支援を行うとともに女性特有のがんなどの疾患予防に取り組みます。
- 健康寿命を延ばし、一人ひとりが長生きしてよかったと実感できる社会を実現するため、生活習慣病の予防、改善に向けた取り組みを行います。
- 性別にかかわらず、自殺防止に向けた相談や心の健康等の悩みの相談を受け付け、心身の健康維持に取り組みます。

【主要な施策、事業、取り組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
生涯を通じた女性の健康支援事業	健康教育、健康相談を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。 HTLV-1 母子感染対策を実施します。（妊婦への啓発及び関係職員への研修。）		健康増進課
がん検診精度管理事業（集団検診協議会、乳がん検診実施体制整備）	集団検診協議会へ補助することにより、集団検診の普及向上、調査研究並びに教育等を実施します。マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修、乳がん検診精度管理委員会を開催します。		がん感染症疾病対策課
がん検診精度管理事業（集団検診協議会）	集団検診協議会へ補助することにより、集団検診の普及向上、調査研究並びに教育等を実施します。		がん感染症疾病対策課
がん検診受診率向上対策事業	従業員やその家庭に対し、がん検診の受診を働きかける「働く世代をがんから守るがん検診推進事業所」を登録・支援します。検診受診率向上のため、中小事業所に健康づくり実践アドバイザーを派遣します。		がん感染症疾病対策課 健康増進課



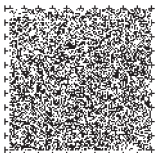
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
ふくおか健康づくり 県民運動事業	県民の健康寿命の延伸を目指し、様々な分野の関係団体が一体となって、多様な事業を通じ、県民の自主的な健康づくりを県民運動として展開します。		健康増進課
自殺防止総合相談窓口	自殺予防ホットライン（2回線）を運営します。		健康増進課 （こころの健康づくり推進室）
心の健康づくり推進事業	保健福祉（環境）事務所及び精神保健福祉センターでの精神保健福祉相談を実施します。（電話、来所）		健康増進課 （こころの健康づくり推進室）

② 妊娠・出産の健康支援

- 女性が安心して妊娠・出産するための支援や不妊治療への支援を行うとともに性感染症対策や学校における性教育の充実を図ります。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
子育て支援電話相談事業（にんしん SOS ふくおか）	妊娠期から育児期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。		健康増進課
周産期医療対策事業	母子の身体や生命に影響が大きい周産期について、安心して快適に過ごせるよう周産期医療対策の充実を図ります。		医療指導課
不妊治療等支援事業	不妊症・不育症に関する医学的相談や、心の悩みに関する相談対応に応じ、精神的サポートを行うとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。		健康増進課
エイズ・性感染症対策の推進	エイズや性感染症に関する正確な情報の普及啓発、検査、相談、医療体制整備等を図ります。		がん感染症疾病対策課
学校における性に関する指導の充実	学校における性に関する指導充実のための県指導主事等研修会での周知及び保健主事研修会、養護教諭基本研修会等各種研修会を通じての指導を行います。		教育庁体育スポーツ健康課



③ 女性のスポーツ活動の推進

- 女性がスポーツに親しむ環境づくりなど女性のスポーツ活動の推進を図ります。

【主要な施策、事業、取組み】

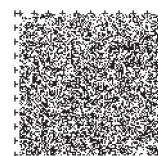
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
女性がスポーツに親しむためのプログラムの提供	女性が参加しやすいヨガやダンス、フィットネス等の女性の関心が高い健康づくりのためのプログラムを総合型地域スポーツクラブで実施します。		スポーツ振興課
女性のニーズを理解したスポーツ指導者の育成・配置促進	身近な場所で女性が気軽にスポーツを行うことができるよう、女性の視点に立ったスポーツ指導者を育成するため、スポーツ推進委員研修会において指導者の育成を行います。		スポーツ振興課
スポーツ団体における女性役員等の登用促進	女性の視点に立ったスポーツ活動の推進を図るため、本県スポーツ推進計画策定の際のスポーツ推進審議会における女性委員の積極的登用など女性役員等の登用推進を図ります。		スポーツ企画課
女性アスリートの育成	女子競技の強化拠点づくりを行い、発掘事業等を実施します。また、女性指導者育成・派遣事業等も実施し、女性アスリートの育成・強化を推進します。		教育庁体育スポーツ健康課
女性アスリート活躍支援事業	女性アスリートが、競技と社会・家庭生活を両立できるよう、ライフスタイルの変化に対応した適切なサポート体制を構築し、女性の活躍推進を図ります。		スポーツ振興課

(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

- 防災・災害復興の企画立案への女性の参画を進めるとともに、自主防災組織等への女性の参画促進、女性被災者に配慮した支援を行う体制づくりを促進します。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
女性の視点を取り入れた防災・災害復興の企画立案	防災計画や各種対応マニュアルの策定、その他防災等の企画立案において、女性の参画を促進することで女性のニーズに配慮するよう努めます。		防災危機管理局防災企画課



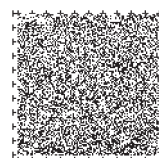
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
被災時の男女ニーズの違いの啓発及び自主防災組織への女性の参画促進	地域住民向け防災啓発事業の企画立案及び講演内容において、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。自主防災組織のリーダー研修を通じて、女性の参画の重要性を説明し、自主防災組織への女性の参画を促進します。		防災危機管理局防災企画課
			防災危機管理局消防防災指導課
男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成事業	男女共同参画の視点をもって防災・復興に対応できる人材の育成を通じて、平常時からの地域コミュニティの男女共同参画を推進します。	1-(3) ①	男女共同参画推進課
災害発生時の相談の実施	災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談を実施します。		男女共同参画推進課

柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進



<現状・課題>

- 男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要であるという意識を育むことが必要です。
- 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しない人の割合は、増加しているものの、依然として約4割の人が賛成しており、性別による役割分担意識の解消に向け、更なる啓発が必要です。
- 女性は、男性に比べ、責任の重さ、知識、能力面での不安などから、役職、公職への就任に消極的な傾向があります。女性のリーダーを増やすには、このような不安の解消に向けた取組みとともに、女性自身の意欲の向上や社会全体で女性の活躍を応援する気運を高めることが重要です。
- 就労の場、地域社会、学校、メディア等の様々な場面において、性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する必要があり、報道機関をはじめとする各種メディアは、県民の意識に与える影響が大きいことから、ジェンダーの視点を持った報道や広報・広告が求められています。
- ジェンダー平等を達成し、すべての女性・女児の能力強化を行うことを目標の1つに掲げるSDGs（持続可能な開発目標）が平成27（2015）年9月国連サミットで採択され、国においては、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が設置され、官民あがての取組みが始まっています。
- 男女共同参画社会の実現には、男性が、家事、育児、介護等に主体的にかかわることの大切さを理解し、家庭内において実践することが重要です。
- 県民意識調査では、男性が女性とともに家庭や地域活動に積極的に参加するために必要なこととして、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動について、その評価を高めること」と回答した割合が、30代の男女ともに約40%と他の世代に比べて高くなっています。子育て世代は、男性も家庭や地域活動に参画するために企業や社会全体の意識改革を求めています。
- 子どものころから男女がともにひとりの自立した人間として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、子どもの成長段階に応じた教育を行う必要があります。
- 理工系学生に占める女性の割合が低いなど、進路に偏りがあり、女性の



職業選択に大きな影響を与えています。男女ともに固定的な性別役割分担意識にとらわれない主体的な進路、職業選択を可能とするキャリア教育、進路指導を行う必要があります。

＜施策の方向＞

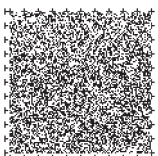
(1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革

① 性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

- 男女共同参画についての理解を広げ、女性がいきいきと働き活躍する社会づくりに向けた気運醸成を図るため、幅広い層への啓発や研修を行います。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消に向け、報道機関と連携して広く県民に情報発信することにより、アンコンシャス・バイアスに関する認知と理解の促進を図ります。

【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
男女共同参画フォーラムの実施	男女の自立及び男女共同参画社会づくりについての世論を喚起し、男女共同参画を推進する団体の活動を促進するため、「あすばる男女共同参画フォーラム」を開催します。		男女共同参画推進課
男女共同参画表彰の実施	県民、団体及び事業者の男女共同参画に関する取組みへの意欲を高めるため、条例で定める県男女共同参画の日（11月第4土曜日）にあわせ、男女共同参画の推進に関して著しく功績があり、他の模範と認められる取り組みを行っている県内の個人、団体、企業を表彰します。		男女共同参画推進課
県広報媒体における男女共同参画の情報発信	男女共同参画社会について、下記の媒体により県民に対し広報啓発を実施します。 ・各戸配布広報紙「福岡県だより」 ・新聞紙面購入「福岡県からのお知らせ」 ・広報誌「グラフふくおか」 ・県政広報番組（テレビ・ラジオ） ・ふくおかインターネットテレビ		県民情報広報課
男女共同参画情報の発信	ライブラリーを運営し、男女共同参画に関する図書、雑誌等の資料の収集、閲覧・貸出を行うとともに、定期情報誌の作成発行やインターネットを活用して、男女共同参画に関する講座・セミナー案内、相談案内などの情報を提供します。また、各分野で活躍する県内の女性ロールモデル等の情報を収集し、ホームページ等で発信します。		男女共同参画推進課



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
男女共同参画の視点に立った行政広報の推進	行政広報・出版物について、固定的な性別役割分担に基づく表現などにならないよう「行政広報物における表現のガイドライン」等を用いて県や市町村の職員へ周知を図ります。		男女共同参画推進課
男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に家事・子育てにかかわることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、企業や家庭に対し、男性が家事・子育てにかかわることの大切さや意義等について啓発します。また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います。		男女共同参画推進課
			子育て支援課
アンコンシャス・バイアスの認知と理解に向けた普及・啓発	アンコンシャス・バイアスの認知と理解を深めるため、啓発素材を作成し、広報啓発を実施します。また、報道従事者等を交えてアンコンシャス・バイアスに関する勉強会を開催し、県民や企業に対して普及啓発を図ります。		男女共同参画推進課(女性活躍推進室)

② SDGs の理解促進

- 男女共同参画についての広報・啓発活動において、SDGs の考え方も示しながら、更なる理解を促進します。

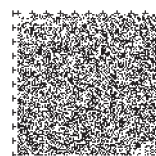
【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
SDGsに関する広報・啓発	あすばるライブラリーにおけるSDGsに関する企画展の開催や情報誌、各種講座等を通じ、SDGsの考え方を広報・啓発します。		男女共同参画推進課

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

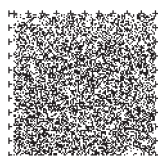
① 男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進

- 男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めます。教職員等の男女共同参画についての理解促進を図り、男女がともに家庭や地域を担い、社会において個性と能力を発揮するための教育を推進します。



【主要な施策、事業、取組み】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
男女共同参画教育の推進	幼稚園、小学校、中学校において、発達段階に応じた男女共同参画教育を教育課程に位置付けるとともに、学校の教育活動全体を通して実施していくよう指導・助言します。「男女共同参画教育指導の手引」(H31.3改訂)の活用を通じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等の意識を高めるとともに、一人一人の個性や能力を伸ばし、発揮させるよう指導の充実を図ります。市町村教育委員会に対して男女共同参画教育に関する指導・助言、情報提供を行います。高等学校においては、学校の教育活動全体を通して実施していくよう指導・助言します。		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課
	男女平等観に立った教育の充実について、私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
家庭科等の学習内容・方法の充実	小学校家庭科では、生活に必要な知識と技能を習得させるとともに、男女が協力して家庭生活を築き、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を養うよう指導の充実を図ります。中学校技術・家庭科の家庭分野では、生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに男女が協力して家庭生活を築き、生活をよりよくしようとする能力と態度を養うよう指導の充実を図ります。		教育庁義務教育課
	高等学校家庭科の学習においては、共に協力して家庭を築くことの意義や重要性について理解を深めることができるように学習の充実を図ります。		教育庁高校教育課
	学校における家庭科の学習内容・方法の充実について私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
校長等管理職への男女共同参画の理解促進	校長等管理職研修会で、男女共同参画の基本理念や男女共同参画教育の視点を取り入れた学校経営等についての研修を継続します。		教育庁義務教育課
	高等学校においては、各研修会において、男女共同参画についての講義等を盛り込み、その充実・推進を図ります。		教育庁高校教育課
	福岡県私学協会の主催する各種研修会に情報提供及び助言を行います。		私学振興・青少年育成局私学振興課



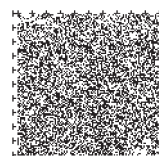
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
男女平等の視点に立った学校内慣行の見直し	学校行事等は、児童生徒の発達段階に応じて進め、実施に当たっては、社会慣行としての性別による偏りにとらわれないよう指導内容や指導方法を検討し、見直ししながら推進するよう指導・助言を行います。男女混合名簿の使用状況等を把握し、使用目的、使用方法、使用する際の配慮等について指導・助言を行います。		教育庁義務教育課
	教育指導計画により、生徒名簿の形式を調査します。		教育庁高校教育課
	文部科学省等の依頼に基づき、私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
人権教育・啓発の推進	様々な研修会の中で、女性の人権に関する問題を取り上げます。また、人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」の有効活用等を通して、女性の人権に関する問題の解決を目指した教育の推進に努めます。 性同一性障害やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒の心情等に配慮した対応を進めるよう、主管研修等において周知します。 人権・同和教育冊子等を作成・発行します（女性の人権尊重や男女共同参画社会の形成に関する内容も含む。）。 県内における人権教育の推進及び充実が図られるよう、各種研修会を実施します。		教育庁人権・同和教育課

② 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

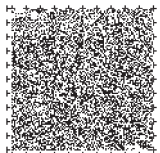
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに社会性や勤労観・職業観をはぐくみ、主体的に進路を選択できる力を身に付けることができるよう、進路指導の充実を図るとともに、就労体験やインターンシップなど各成長段階に合わせたキャリア教育を実施します。

【主要な施策、事業、取組み】

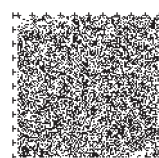
施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
未来の女性医師発掘事業	女性医師を講師とする出前講座の実施により、女子高校生の医学部への進学意欲を高め、将来の女性医師を増やすことにより、医療施設における医師の確保を図ります。		医療指導課（医師・看護職員確保対策室）



施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
キャリア教育・進路指導の充実	小・中学校において、児童生徒が将来に対する目的意識を持ち、主体的に自己の進路を選択決定して自己実現ができる能力や態度を育てるために、職業選択を自立の基礎として位置付けた進路指導の充実を図り、キャリア教育の視点に立った教育活動を推進します。文科省作成の「キャリア教育の手引き」を活用し、一人一人の個性や能力に応じた進路指導の充実を図ります。進路指導に関する調査や関係諸機関との連携の在り方の研究を行い、進路指導の充実に係る研修会への指導・助言を行います。		教育庁義務教育課
	高等学校においては、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的に進路指導が行えるよう指導します。文科省作成の「キャリア教育の手引」を活用し、生徒の能力・適性及び進路希望等の多様化に伴い、各学校において適切な進路指導に関する手引きを作成するように指導します。進路指導主事に対して、その職務に必要な研修を実施します。		教育庁高校教育課
	キャリア教育・進路指導に関する情報提供を私立学校に対して行います。福岡県私学協会が主催する各種研修会に情報提供及び助言を実施します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
高校生キャリア教育推進事業	望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるよう、各種経済団体等との連携を深め、社会人講座をインターンシップ前に実施するなど、働く意義を理解させ、インターンシップの取組みを充実させます。		教育庁高校教育課
勤労教育、就労体験の促進	小・中学校において、全校美化の行事、各種勤労体験や生産活動、ボランティア活動等を学校行事として教育課程に位置付け、勤労の大切さを体得させる指導の充実を図ります。総合的な学習の時間等において、職場体験活動、地域奉仕活動、環境美化活動等を取り入れる等、働く喜びを味わわせるとともに、勤労観、職業観等の育成を目指して勤労体験を一層促進します。		教育庁義務教育課
	高等学校においては、学校の教育活動の中で、生徒が勤労に対する意識を高められる機会を設定し、キャリアガイダンスが充実するように推進します。インターンシップ（就業体験）の充実と推進を図ります。		教育庁高校教育課
	私立学校に対して勤労教育や就労体験について情報を提供します。 私立高校生インターンシップを県庁で受け入れます。		私学振興・青少年育成局私学振興課
県内国立大学との連携・協力	県内国立大学と連携し、高校生対象のセミナーを実施します。また、女子生徒の理工系等への関心を高める資料の提供などを行います。		教育庁高校教育課



第 3 部 推進体制



第3部 推進体制

第5次計画の広範かつ多岐にわたる取組を着実に実施していくため、全庁的な企画調整や進捗管理を行うとともに、女性の活躍を総合的に推進するための体制を確保します。また、市町村や関係団体との連携を強化し、県民の理解と協力を得て推進します。

1 福岡県男女共同参画審議会

福岡県男女共同参画推進条例に基づき設置されており、福岡県男女共同参画計画の策定や進捗状況などの県の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議を行います。また、県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や男女共同参画に係る苦情の処理について意見を述べます。

2 福岡県男女共同参画行政推進会議

福岡県の男女共同参画社会の実現に向けた施策について、関係部局相互間の事務の緊要な連絡を図り、総合的な対策を推進するため、知事を会長とする男女共同参画行政推進会議を設置しています。男女共同参画計画の毎年度の進捗管理や施策のとりまとめを行い、全庁的な企画調整を行うことにより、男女共同参画施策の効果的な推進を図ります。

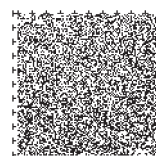
3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」

男女共同参画社会づくりを進める県民の活動拠点施設として設置しています。男女共同参画に関する情報の提供、調査研究、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供しており、今後もその機能の充実強化を図ります。

広く県民、団体、企業や県内男女共同参画センターなどの関係機関との連携を深め、幅広い取組みを推進します。

4 市町村との連携

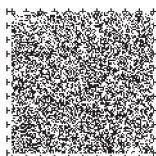
県及び市町村の男女共同参画行政担当課長等が参加する市町村男女共同参画行政担当課長会議を開催し、定期的な情報交換等を行います。また、行政職員が男女共同参画についての知識を深めるための研修など、市町村と連携して福岡県の男女共同参画を推進します。



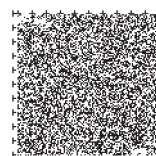
5 福岡県女性の活躍応援協議会

女性がいきいきと働き活躍できる社会を目指し、行政、経済団体、関係団体が一体となって、以下の行動宣言に基づき取り組みを進めます。

- ・女性の活躍に向けた気運の醸成や、組織トップの意識改革
- ・男性も女性もともに、仕事と生活を両立できる環境づくり
- ・女性がその個性と能力を十分発揮できる環境づくり

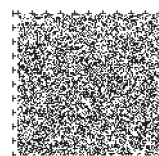


成果指標一覽

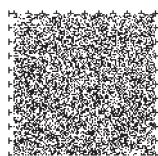


成果指標一覧

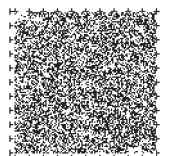
柱	指標		現状	目標 (R 7 年度)
1	25～44歳の女性就業率		74.3% (H29 年度)	82%
1	事業所管理職（課長相当職以上）に 占める女性の割合		17.3% (H29 年度)	23% (R4 年度)
1	県の管理職等に占める 女性の割合	(知事) 課長相当職 以上	15.5%	20%
		課長補佐相当職	20.6% (R2 年度)	30%
		(教育庁) 課長相当職 以上	14.7%	20%
		課長補佐相当職	26.6% (R2 年度)	30%
1	全警察官に占める女性警察官の割合		8.3% (R2 年度)	10% (R5 年度)
1	子育て女性就職支援センターによる 就職者数		3,932 人 (H27～R 元年度 累計)	5,000 人 (R3～7 年度 累計)
1	女性農林漁業者新規起業数		127 件 (H27～R 元年度 累計)	20 件／年
1	子育て応援宣言企業の登録数		7,179 社 (R 元年度)	8,000 社 (R3 年度)
1	子育て応援宣言企業の男性従業員の 育児休業取得率		14.5% (R 2 年度)	30%
1	保育所待機児童数		1,189 人 (R2 年度)	0 人



柱	指標		現状	目標 (R 7 年度)
1	病児保育実施施設数		115 か所 (R 元年度)	125 か所 (R6 年度)
1	自治会長における女性の割合		9.6% (R2 年度)	13%
1	市町村審議会等委員に占める女性の割合		32.9% (R2 年度)	40%
1	女性農業委員数		99 人 (R 元年度)	120 人
1	県審議会等委員に占める女性の割合		42.3% (R2 年度)	42%以上
2	DV 相談窓口についての周知度		74.7% (R 元年度)	90%
2	デート DV に対する認識度 【若年層（18 ～ 29 歳）】		50.0% (R 元年度)	75%
2	DV 被害者支援に関する庁内連絡会議を設置した市町村の数		43 団体 (R 元年度)	60 団体
2	がん検診受診率	子宮頸がん 乳がん 胃がん 肺がん 大腸がん	39.6% 44.3% 40.5% 44.5% 38.5% (R 元年度)	50%以上 50%以上 50%以上 50%以上 50%以上
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担）に賛成しない人の割合		56.7% (R 元年度)	65%
3	家事を自分・パートナー同程度に行っていると回答する男性の割合		29.1% (R 元年度)	40%



付属資料



福岡県男女共同参画推進条例

(平成十三年福岡県条例第四十三号)

平成十三年十月十九日公布、施行

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第八条―第二十一条）
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会（第二十二条）
- 第四章 雑則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努め

るものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

ばならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について

の苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項に

おいて「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、

情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示

その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が

加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場

合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十二条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日

から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当

該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則(略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留

意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 （一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事

業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の

四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活

における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族そ

他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

雇用の分野における男女の 均等な機会及び 待遇の確保等に関する法律（抄）

（昭和四十七年七月一日法律第百十三号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
 - 第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条―第十条）
 - 第二節 事業主の講ずべき措置等（第十一条―第十三条の二）
 - 第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）
- 第三章 紛争の解決
 - 第一節 紛争の解決の援助等（第十五条―第十七条）
 - 第二節 調停（第十八条―第二十七条）
- 第四章 雑則（第二十八条―第三十二条）
- 第五章 罰則（第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

- 第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。
- 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

- 第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4、5、6 （略）

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

（配置、昇進及び教育訓練）

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつて事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項

に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 （略）

第二節 事業主の講ずべき措置等

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 5 （略）

（職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十一条の二 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
- 3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 4 （略）

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十一条の四 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
- 3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 （略）

第十三条の二 （略）

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停（略）

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第

十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条（略）

(適用除外)

第三十二条（略）

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

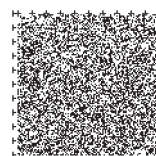
附 則（略）

福岡県男女共同参画審議会での審議状況

日にち	会議等種別	内 容
令和2年 5月8日	—	○福岡県知事からの諮問 「第5次福岡県男女共同参画計画の考え方について」
5月28日	男女共同参画 計画部会	○部会長、副部会長の選出について ○第4次福岡県男女共同参画計画（現行計画）について ○第5次福岡県男女共同参画計画の策定について
7月9日	男女共同参画 計画部会	○第4次福岡県男女共同参画計画の実施状況について ○第5次計画の施策体系について
8月7日	男女共同参画 計画部会	○第5次福岡県男女共同参画計画（素案）について
9月2日	審議会	○第5次福岡県男女共同参画計画（素案）について
11月6日	男女共同参画 計画部会	○第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（答申案）について
11月26日	審議会	○第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（答申案）について
12月17日	答申	○福岡県知事へ答申 「第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方について」

（参考）意見募集（パブリックコメント）の結果

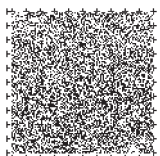
- 意見募集期間 令和2年10月9日から10月23日まで
- 意見件数 16件



福岡県男女共同参画審議会委員名簿

(令和2年11月26日現在 50音順 敬称略)

氏 名	所属団体等	備 考
石 原 豊 子	福岡県男女共同参画推進連絡会議会長	
伊 豆 美 沙 子	福岡県市長会（宗像市長）	
北 川 信 子	（社福）福岡県母子寡婦福祉連合会副理事長	
喜 多 村 円	TOTO 株式会社 代表取締役会長	
窪 田 由 紀	九州産業大学人間科学部教授	
酒 井 香	久留米市男女平等推進センター所長	
佐 々 木 晋	【公募委員】	
貞 池 龍 彦	株式会社アビリティ・キュー代表取締役	
樽 木 晶 子	福岡歯科大学客員教授 医科歯科総合病院健診センター長	審議会会長 計画部会部会長
豊 福 明 子	日本労働組合総連合会福岡県連合会 政治・渉外局長	
永 田 賢 介	【公募委員】	
二 宮 正 人	北九州市立大学法学部教授 副学長	
野 依 智 子	福岡女子大学国際文理学部教授 副学長	計画部会副部会長
蓮 澤 浩 明	公益社団法人福岡県医師会副会長	
葉 玉 千 賀 子	福岡県立ありあけ新世高等学校長	
松 藤 幸 之 輔	毎日新聞西部本社編集局長	
光 安 正 哉	福岡県弁護士会	
屋 敷 智 子	福岡労働局雇用環境・均等部指導課長	
八 代 由 美	那珂川市王塚台区長	
山 田 久 美	【公募委員】	





福岡県男女共同参画シンボルマーク

福岡県が平成 15 年度に作品を募集し、最優秀賞として選ばれた作品です。



第 5 次福岡県男女共同参画計画

発行日 令和 3 年 3 月

編集 福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課

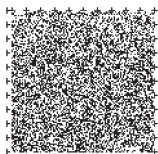
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話 092-643-3391 FAX 092-643-3392

E-mail danjo@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料

分類記号 JD	所属コード 5200408
登録年度 2	登録番号 0004



計画の全文及び概要版を県のホームページに掲載しています。

福岡県 HP <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>